

新県立中央図書館整備計画

令和3年3月
令和3年9月更新

静岡県教育委員会

目 次

第1章 計画の概要	1
1－1 計画の背景	1
1－2 計画の目的・位置付け	3
1－3 計画の構成	4
1－4 計画地の概要	5
第2章 施設整備のコンセプト	7
2－1 新県立中央図書館のコンセプト	7
第3章 導入する機能	8
3－1 機能全体像	8
3－2 個別導入機能	10
(1) 図書館機能	10
(2) 緑地広場・テラス	13
(3) 駐車場（平面）・駐輪場	14
(4) 歩行者用通路（ペデストリアンデッキ）	14
3－3 DX（デジタルトランスフォーメーション）	14
第4章 施設計画	15
4－1 敷地ゾーニング条件	15
4－2 施設計画における基本理念等	16
(1) 基本理念	16
(2) 整備のあり方	16
(3) 建築物の性能等	18
4－3 施設計画の個別方針	21
(1) 外部空間	21
(2) 内部空間	24
第5章 管理・運営の方針	48
5－1 新県立中央図書館の管理・運営	48
5－2 民間等との協働による運営	49
第6章 事業手法	50
6－1 事業手法の検討に係る基本的な考え方	50
6－2 これまでのプロポーザルの課題と解決の方向性	50
6－3 各種事業手法の検討	50
6－4 最適な手法の検討	51
(1) 設計発注	51
(2) 工事発注	53
6－5 交付金の活用	53
6－6 概算事業費	53
第7章 施設整備のスケジュール	54
7－1 スケジュール	54

第1章 計画の概要

1－1 計画の背景

県立中央図書館は施設の老朽化、狭隘化の問題が深刻化し、長期にわたって懸案であったが、平成29年度に東静岡駅南口県有地に全館を移転整備する方針が決定した。これを受けた教育委員会では、新図書館の基本理念及び整備方針を集約し、令和2年度までに下記の構想・計画を作成した。

○新県立中央図書館基本構想（平成29年度策定）

新県立中央図書館は、ますます多様化していく県民のニーズに応えるため、時代の変化に適切に対応しつつ、県内図書館の中核として県内市町立図書館を支援し、住民一人ひとりの生涯学習を支える、自立を支援する、地域づくりに貢献する、静岡の発展に寄与する等、知のインフラ（社会資本）としての役割を継続する。

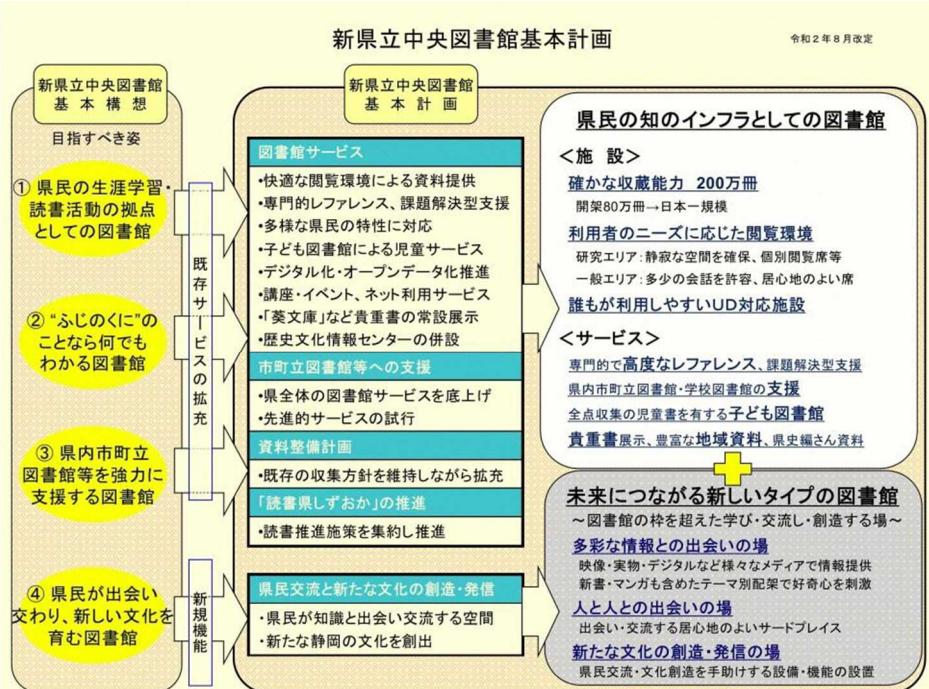
さらに、より多くの県民に親しまれる図書館、これまで以上に多様な機関と連携して情報・知識を提供する図書館、人々の多彩な交流を育み、静岡の新しい文化を創造する（礎となる）新しいタイプの図書館として生まれ変わる。

これらを実現すべく、次の4つを目指すべき姿として掲げている。

- ① 県民の生涯学習・読書活動の拠点としての図書館
- ② “ふじのくに”のことなら何でもわかる図書館
- ③ 県内市町立図書館等を強力に支援する図書館
- ④ 県民が出会い交わり、新しい文化を育む図書館

○新県立中央図書館基本計画（平成30年度策定、令和2年度改定）

基本構想で示した「4つの柱」実現に必要となる各要素について、基本となる考え方を示している。

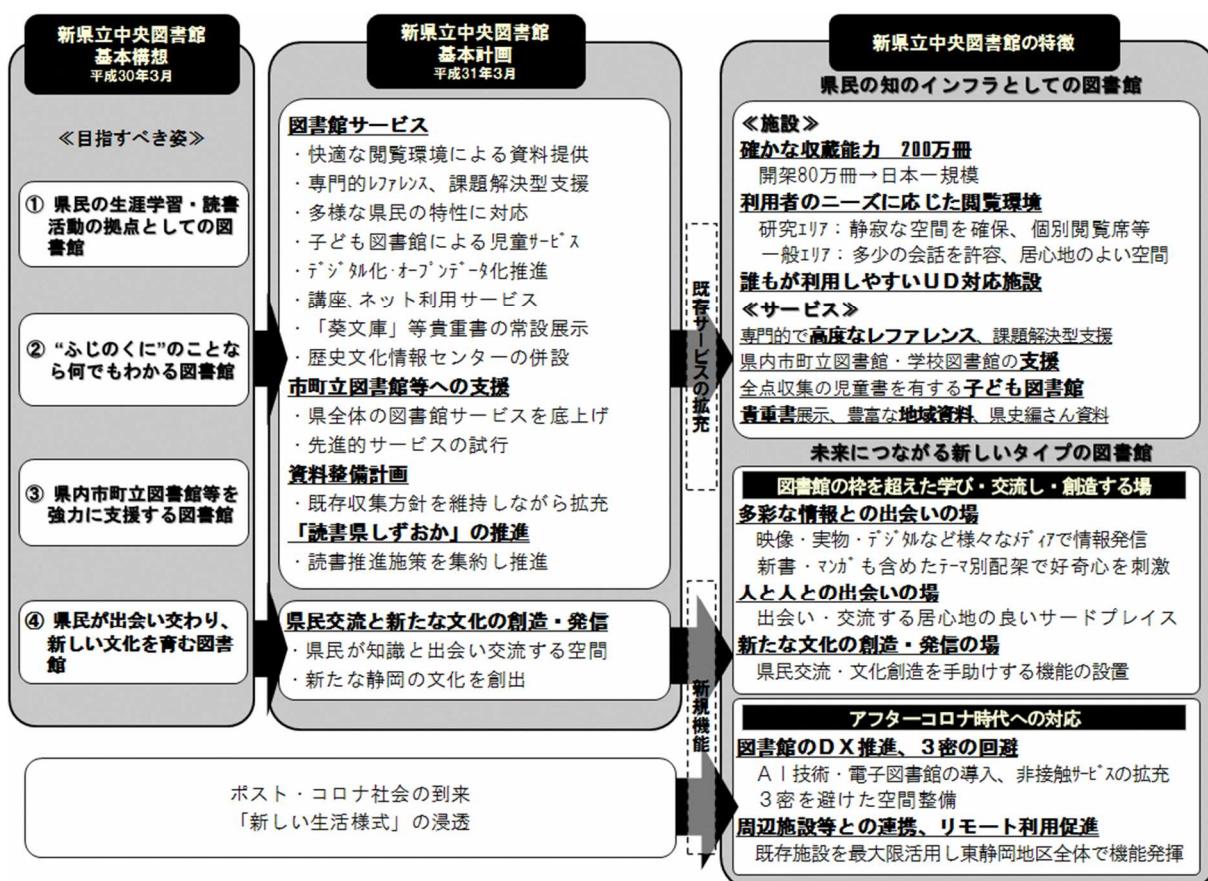


○全庁的な施設整備計画の総点検（令和2年度）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、施設内容やスケジュール等について全庁的に総点検を行った結果、新県立中央図書館整備については、基本構想、基本計画に示した新図書館のコンセプトは維持する一方で、以下の方針を示した。

- ・アフターコロナ時代に対応した「新しい図書館」としての機能を検討する。
- ・広くアイデア等を募り、新しい図書館の実現と県負担抑制の両立を目指す。

上記の構想・計画を取りまとめたものを下記に示す。



1－2 計画の目的・位置付け

本県では、平成30年3月に、概ね10年程度（2018～2027年度）を計画期間とし、県の目指す姿や取組の方向等を示す「基本構想」と、当初4年間の具体的な取組を示す「基本計画」で構成する、「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」（以下、総合計画という。）を策定した。この中で、「県立中央図書館の再整備」は、政策「誰もが活躍できる社会の実現」の主な取組の1つとして位置づけられ、「静岡県教育振興基本計画」においても、「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現の主な取組の1つとして位置づけられており、県民が生涯にわたり学び続けられる環境づくりに寄与するものである。

また、建設予定地である東静岡駅南口を含む東静岡駅周辺地区は、平成27年3月に策定された「“ふじのくに”の「文化力」を活かした地域づくり基本構想」に活用イメージの1つとして図書館が挙げられているほか、総合計画における政策「“ふじのくに”の魅力の向上と発信」において、「本県の文化力を活かした地域づくりと交流の拡大を進めるため、本県を代表する学術、文化芸術、スポーツ施設が集積する東静岡から名勝日本平、三保松原に広がる地域の玄関口」として位置づけられている。

新県立中央図書館整備計画（以下、「本計画」という。）は、新県立中央図書館基本構想、新県立中央図書館基本計画を踏まえ、従来の図書館機能に加えて、静岡の新たな文化が創造・発信される新しいタイプの図書館に生まれ変わる整備を実現させるための計画として策定する。

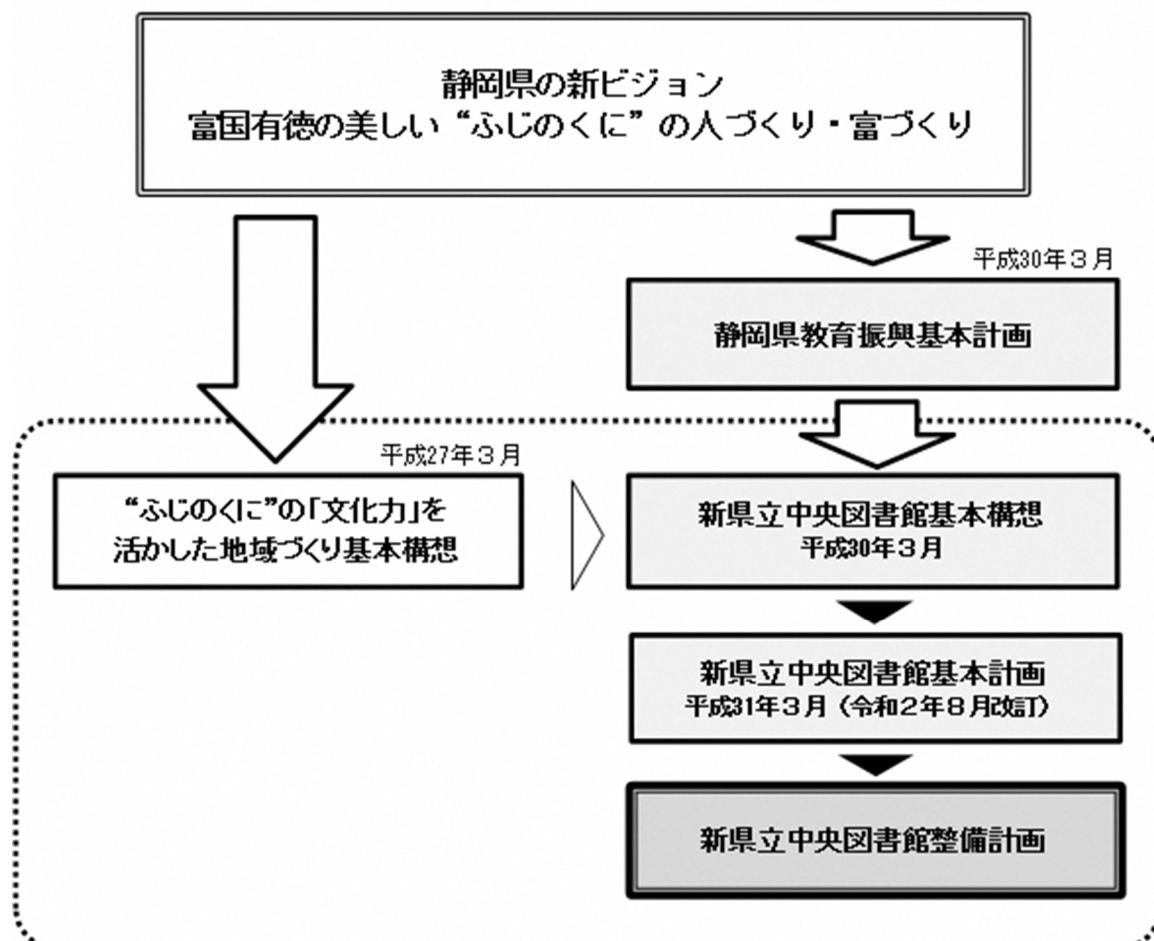


図1－1 計画の位置付け

1－3 計画の構成

本計画は、以下の項目によって構成される。

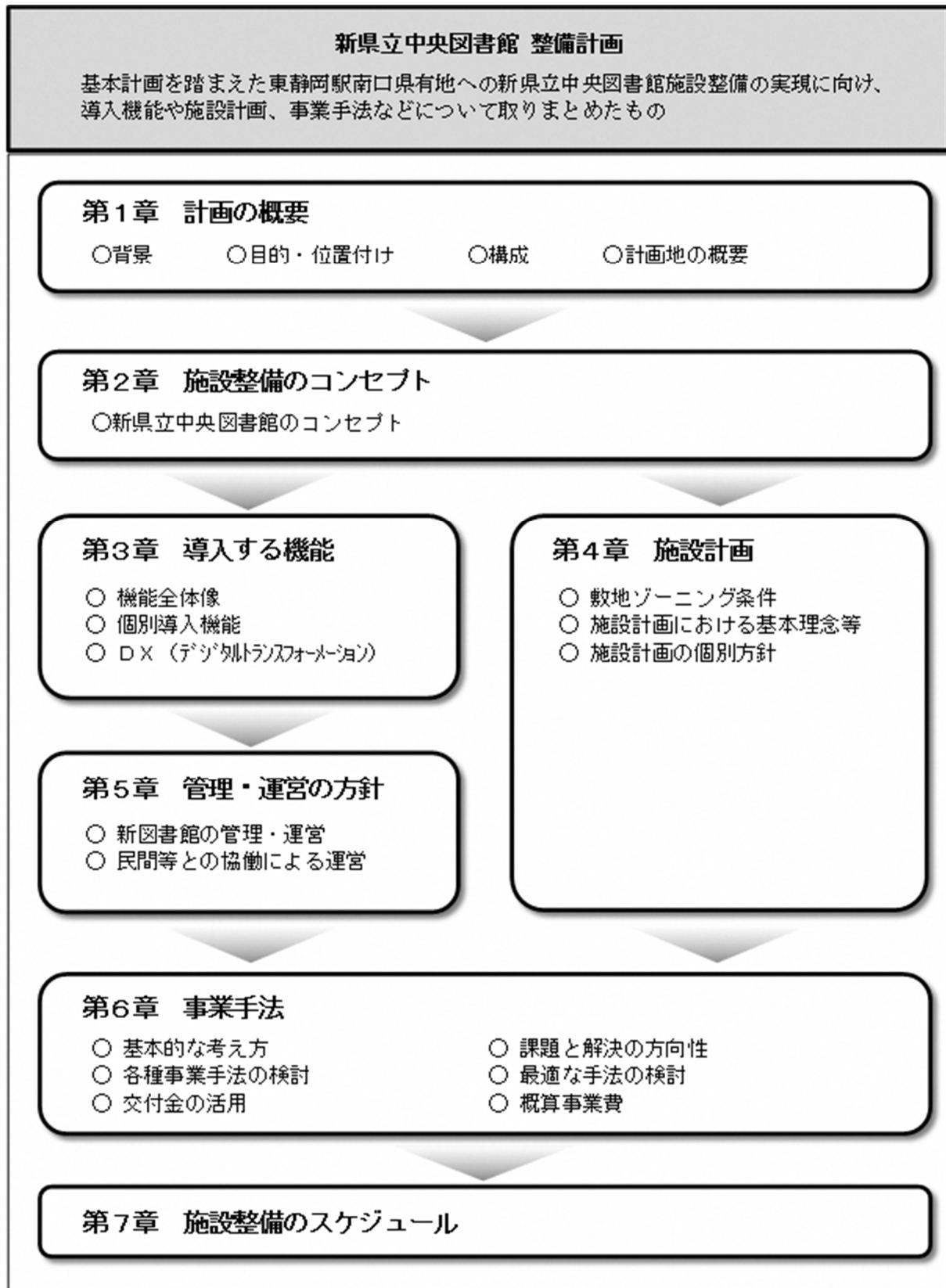


図1－2 「新県立中央図書館」整備計画の構成

1－4 計画地の概要

新県立中央図書館の整備を計画している東静岡駅南口県有地（以下「計画地」という。）を含む東静岡駅周辺地区は、静岡市が主体となって平成5年度から進められた土地区画整理事業（平成29年度完了）により、街路や駅前広場、公園緑地等の都市基盤や街区が整備されてきた。平成10年度には、JR東静岡駅が開業するとともに、静岡県コンベンションアーツセンター『グランシップ』が開館し、新たな都市拠点が形成されつつある。計画地周辺の街区には、商業施設や金融機関、高層マンション等が立地している。

計画地は、面積が約24,300m²（東西約230m、南北約120m）であり、現在、グランシップの駐車場として暫定利用され、普通車約550台（うち車椅子使用者用7台）、大型バス36台が収容可能となっている。

計画地は、都市計画法第8条（地域地区）に規定する商業地域（建ぺい率80%、容積率500%）及び防火地域として指定されている。また、都市計画法第12条の4に規定する地区計画（地区整備計画）が決定され、「文化・交流施設、高度情報施設等の集積を図り、地区の中心的存在とする一方、新都市形成の先導的役割を担う街区として土地利用を図ること」とされている。

計画地は埋蔵文化財包蔵地である曲金北遺跡の範囲に含まれており、隣接地における埋蔵文化財調査の状況から、計画地の北側では地表から約1.8mの深さに、奈良時代から平安時代前期に使われた幅約12～13mの古代東海道の遺構の存在が確実視されている。古代東海道の遺構は地域の貴重な歴史資産であり、県では遺構を現状保存すべきものと判断している。

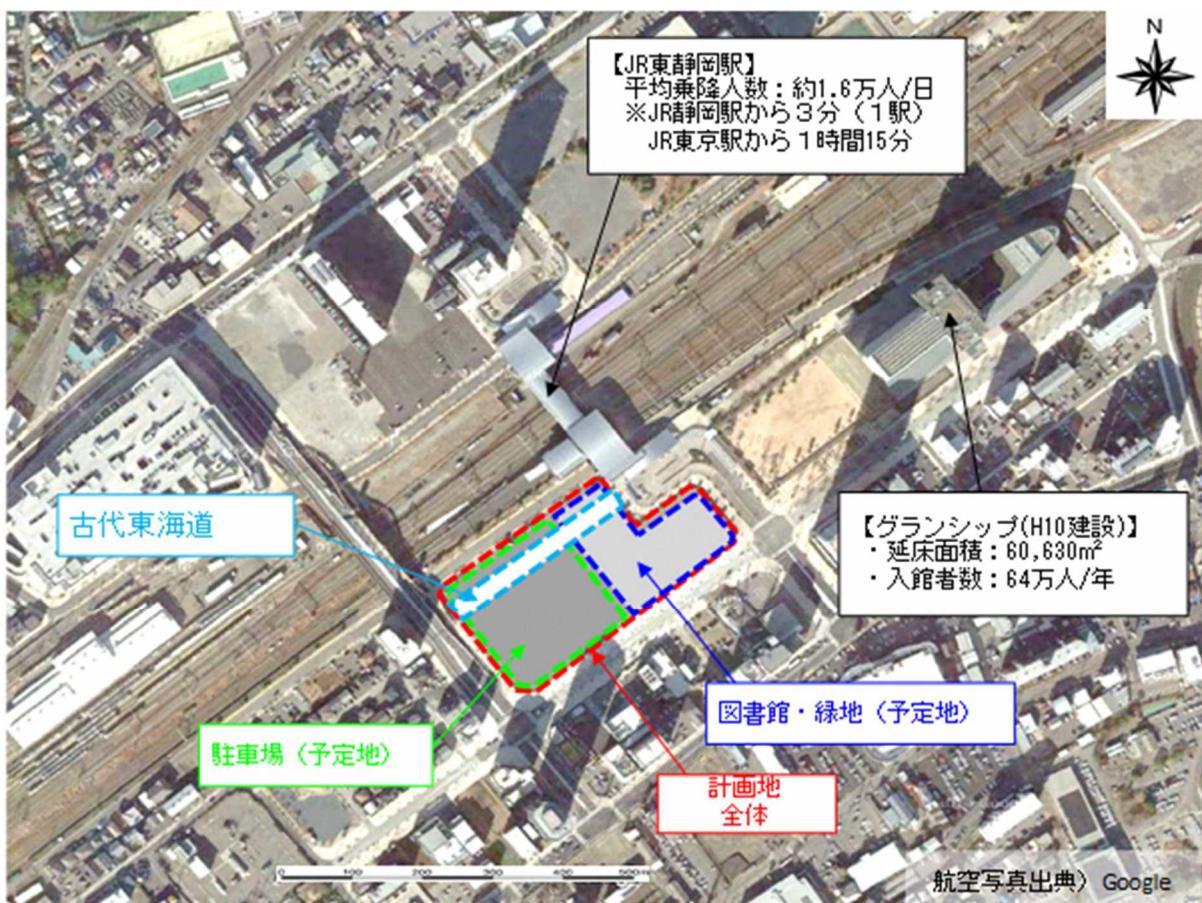


図1－3 計画地の現況（航空写真）

表1－1 計画地周辺の現況等

①人口（地域内）1,717人(H17)→2,957人(H30)：約72%増（市全体：約3%減）
②世帯数（地域内）693世帯(H17)→1,362世帯(H30)：約96%増（市全体：約16%増）
③地価（地域内）20.7万円/m ² (H18)→29.5万円/m ² (H30)：約42%上昇（市全体：約10%上昇）
④乗降者人数(JR東静岡駅)9,262人/日(H11)→16,722人/日(H29)：約80%増
⑤住みやすさに対する住民満足度(東静岡駅周辺地区)約2.6倍：20.1%(H22)→52.9%(H28)
⑥グランシップの来館者数（単位：人）635,805人(R1)
⑦新キャンパスの設立 平成30年4月、学校法人常葉大学がJR草薙駅近隣に静岡草薙キャンパス（静岡市駿河区弥生町）を設立。学生数：約4,700人（※令和2年5月1日現在）

表1－2 計画地の概要（現状）

所在地	静岡市駿河区東静岡二丁目										
敷地面積	約24,300m ² （東西約230m、南北約120m）										
現況	グランシップ駐車場として暫定利用 (普通車：約550台、大型バス：36台)										
用途地域等	商業地域、防火地域										
建ぺい率・容積率	80%・500%（劇場、映画館、演芸場又は観覧場は300%）										
地区計画に基づく制限事項等	<table border="1"> <tr> <td>土地利用方針</td><td><核施設地区>文化・交流施設、高度情報施設等の集積を図り、地区の中心的存在とする一方、新都市形成の先導的役割を担う街区として土地利用を図る。</td></tr> <tr> <td>建築物の用途制限</td><td>用途地域による用途制限に加え、(1)キャバレー、ナイトクラブ、個室付浴場等、(2)マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等、(3)戸建て住宅、共同住宅及び併用住宅、(4)工場、(5)倉庫は建築できない。</td></tr> <tr> <td>敷地面積の最低限度</td><td>1,000m²</td></tr> <tr> <td>建築物の高さ(最低限度)</td><td>9m</td></tr> <tr> <td>壁面の位置の制限</td><td>3m(南・東)、2m(北)</td></tr> </table>	土地利用方針	<核施設地区>文化・交流施設、高度情報施設等の集積を図り、地区の中心的存在とする一方、新都市形成の先導的役割を担う街区として土地利用を図る。	建築物の用途制限	用途地域による用途制限に加え、(1)キャバレー、ナイトクラブ、個室付浴場等、(2)マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等、(3)戸建て住宅、共同住宅及び併用住宅、(4)工場、(5)倉庫は建築できない。	敷地面積の最低限度	1,000m ²	建築物の高さ(最低限度)	9m	壁面の位置の制限	3m(南・東)、2m(北)
土地利用方針	<核施設地区>文化・交流施設、高度情報施設等の集積を図り、地区の中心的存在とする一方、新都市形成の先導的役割を担う街区として土地利用を図る。										
建築物の用途制限	用途地域による用途制限に加え、(1)キャバレー、ナイトクラブ、個室付浴場等、(2)マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等、(3)戸建て住宅、共同住宅及び併用住宅、(4)工場、(5)倉庫は建築できない。										
敷地面積の最低限度	1,000m ²										
建築物の高さ(最低限度)	9m										
壁面の位置の制限	3m(南・東)、2m(北)										
景観条例	静岡市景観条例 景観計画重点地区										
固定資産税路線価(H30)	敷地南東側：305,000円/m ² 、敷地南西側：290,000円/m ²										

第2章 施設整備のコンセプト

2-1 新県立中央図書館のコンセプト

新県立中央図書館は、既存の図書館機能に対し、ますます多様化していく県民のニーズに応えるため、時代の変化に適切に対応しつつ、県内図書館の中核として県内市町立図書館を支援し、静岡の発展に寄与する等、知のインフラとしての役割を拡充する。

また、未来につながる図書館として、紙の書籍にとらわれず、電子メディアや映像、実物の展示、さらには人が持つ知恵や経験といった多様な情報資源を”知の財産”として共有できる場、駅前の立地を生かしてより多くの県民に親しまれ、様々な人々が集い、出会い、交流し、居心地良く過ごすことのできる場となることにより、生涯を通じた学習活動、知的生産活動が行われ、静岡の新たな文化を創造・発信する（礎となる）新しいタイプの図書館として生まれ変わる。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新しい生活様式への対応やDXの積極的な推進などにより、全国に先駆けたアフターコロナ時代の新たな総合図書館を目指す。

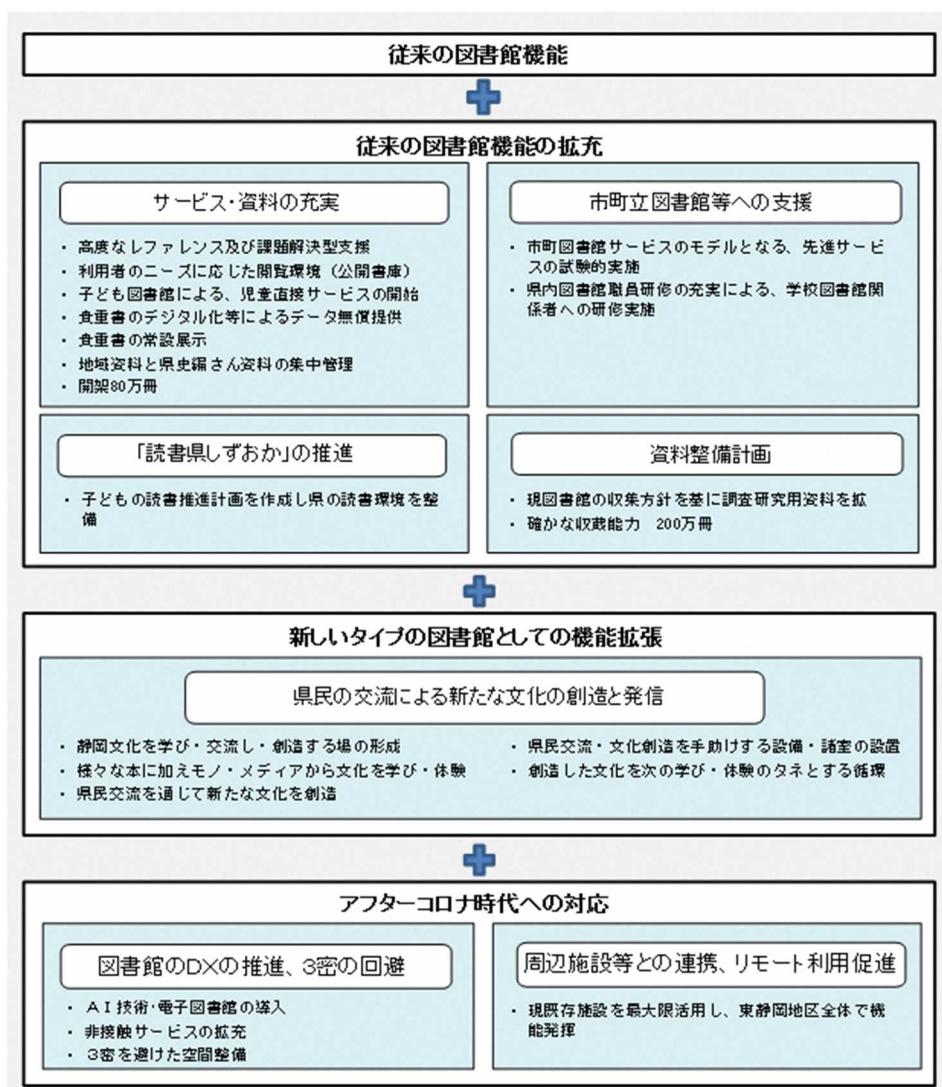


図2-1 新県立中央図書館の目指す姿、コンセプト

第3章 導入する機能

3-1 機能全体像

全館移転に伴い、拡充された従来の図書館機能と図書館を拡張させた新しいタイプの図書館機能を一体的に提供することで、両機能相互の作用を高める関係とする。さらに、専門書を扱う研究機能と県民に開かれた機能を明確に分けた上で、本県の文化の発信や新たな文化の創造、若者を中心とした県民の学び・交流の創出につながる機能を導入し、新しいタイプの図書館として機能を拡張する。

また、新しいタイプの図書館として拡張する機能は、拡充された従来の図書館機能と空間的に分離させるのではなく、民間のノウハウを取り入れ、官民が連携して、より魅力的な図書館運営を目指すとともに、互いの相関関係をより向上させる空間とする。

各機能の相関イメージを以下に示す。

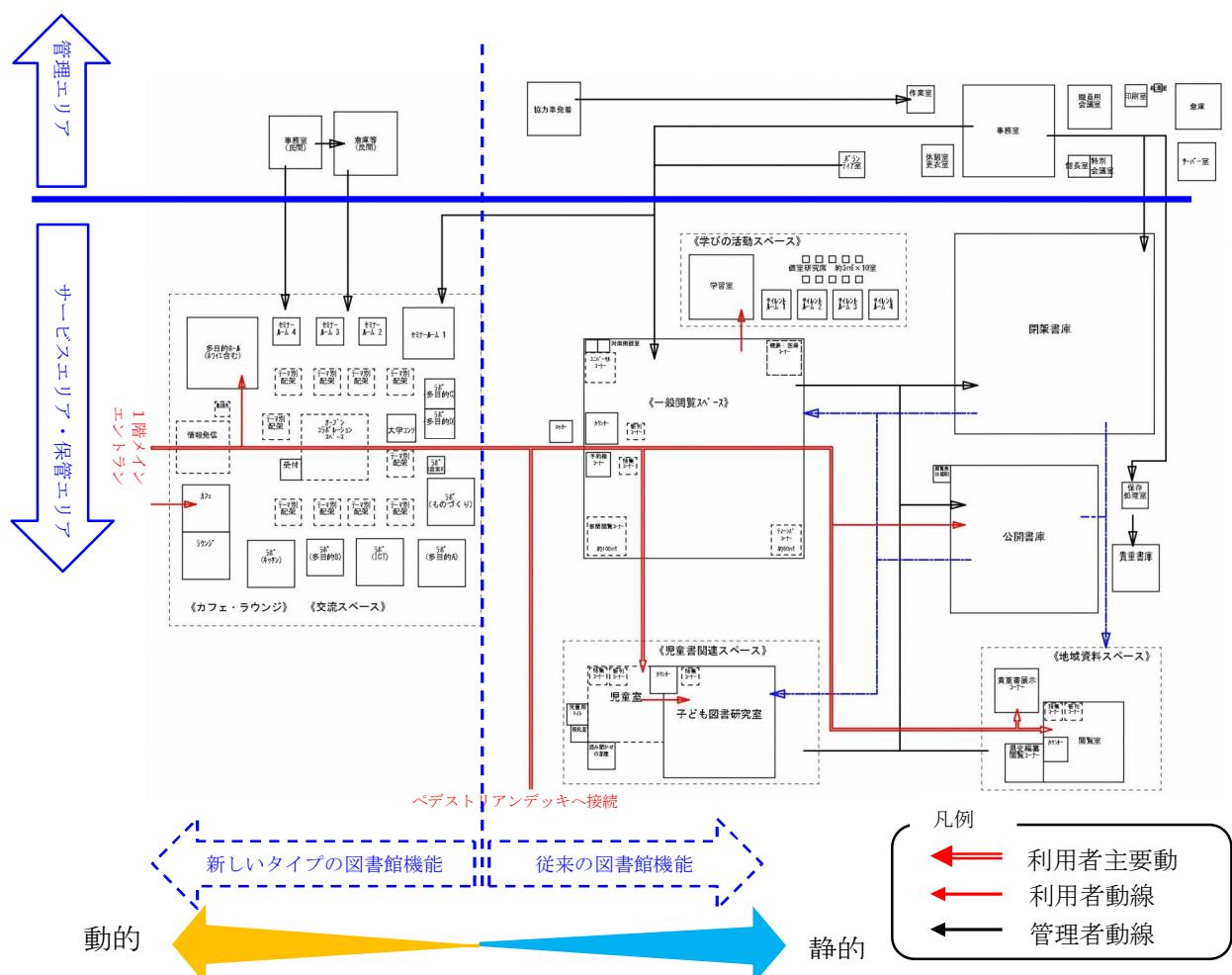


図3-1 導入する機能の相関図

表3－1 導入機能の概要

導入機能		想定規模 (※共用部含む)	運営 主体	内容
図書館	従来の図書館機能	15,100 m ² 程度	県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来の県立中央図書館の機能に加え、多くの県民に親しまれ、これまで以上に多様な機関と連携し、多彩な交流を育む新しい図書館 ○ 収蔵能力 最大 200 万冊程度
	新しいタイプの図書館機能	4,500 m ² 程度	民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館機能の一部を担い、本県の文化に関して総合的に「学び」、「交流」し、「創造」する拠点となる場 ○ テーマ別配架コーナー、情報発信コーナー、オープンコラボレーションスペース、ラボ、多目的ホール、セミナールームにより構成 ○ 書架 1 万冊 ○ 読書を通じて交流ができるカフェ空間 ○ 図書館での長時間利用を想定した食事のできるラウンジ空間
(施設 計)		19,600 m ² 程度		
緑地広場・テラス			県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 懇い・やすらぎの場の形成及びイベント等によるにぎわいの創出の空間形成 ○ アフターコロナ時代に対応した外部空間による閲覧席確保
駐車場（平面）・駐輪場			県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新県立中央図書館」及び「グランシップ」の利用者用駐車場 ○ 駐車台数は 550 台程度（現況駐車場台数並） ○ 駐輪場は後述の施設計画エリアに設置（411 台程度）
歩行者用通路 (ペデストリアンデッキ)			県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東静岡駅と新県立中央図書館を連絡

3－2 個別導入機能

(1) 図書館機能

ア 従来の図書館機能（拡充）

(ア) 図書館サービス（基本計画第2章）

全ての県民に、生涯にわたる学習活動(調べる・考える・解決する)の機会と資料を提供できるようサービスの充実に努める。

多様な県民一人ひとりが生まれ育った環境や経済的理由に左右されず、知識や情報を獲得できるよう適切に支援することで、県民の学びを支える役割を果たす。



図3－2 図書館サービス計画

上記のうち、主要なサービスの概要は以下のとおり。

① 豊富な蔵書を身近に利用できる快適な閲覧環境

県立図書館ならではの豊富な蔵書を快適に利用できるように、様々なタイプの閲覧席を用意し、気軽な利用から調査研究の利用まで様々なニーズに対応する。また、公開書庫に入って膨大な蔵書に囲まれながら、直接手に取って本を選ぶ醍醐味も提供する。



② 疑問や課題に答えるレファレンスや課題解決型サービスの充実

県立図書館としての特性を発揮し、県民の課題を解決するレファレンスサービスを提供する。学術的な研究調査だけでなく、日常の疑問や地域の課題を解消できる場所になるよう、生活に密着した課題解決型サービス（健康・医療情報等）も併せて提供する。



③ 「子ども図書館」の設置

子どもが本に親しみを持ち読書が好きになるよう、「子ども図書館」を設置する。子どもに直接サービスを行う「児童室」と、子どもの読書に関わる保護者等へ情報提供などを行う「子ども図書研究室」を備えることで、包括的なサービスを実施する。



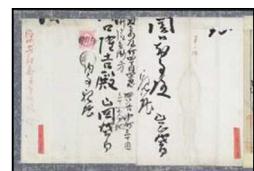
④ 「葵文庫」「久能文庫」等の貴重書の常設展示

徳川氏の静岡移封に伴いもたらされた江戸幕府旧蔵資料「葵文庫」など、当館が所蔵する貴重な資料群について、専門のコーナーを設置し、実物の常設展示を行う。解説も併記し、静岡県が持つ文化財を知り、それらを誇れるよう整備する。



⑤ ”ふじのくに”のことならすべてがわかる図書館

今以上に地域資料の充実を図り、静岡県に関する網羅的な資料収集を行うとともに、歴史文化情報センターを併設して県史編さん資料も同時に利用できる場を提供する。また、歴史的公文書の閲覧受付窓口も併設し、資料を活用した総合的な調査を可能とする。



(1) 市町立図書館等への支援（基本計画第3章）

静岡県唯一の県立図書館として、県民と本を結びつける第一次的な役割を担う市町立図書館等を支援し、その充実を図る。

県民が図書館を有効活用できる環境を整え、県全体の図書館サービスを底上げすることで、県全域での生涯学習・読書活動の推進を図る。

協力貸出

レファレンス受付

研修

情報ネットワーク
システムの整備

資料搬送網の整備

関連図書館との連携
(学校・大学・専門図書館等)

運営支援

職員の研修交流・派遣

図3－3　市町立図書館等への支援

(ウ) 資料整備計画（基本計画第4章）

新県立中央図書館の運営方針に基づき、県民の教育及び学術、文化振興に資する資料を整備する。

調査研究機能を推進するための資料収集を行うとともに、収集した資料を未来へ継承する保存方針を整え、保存と利活用の両立を図るデジタル化を通じて、あらゆる知を収集する資料情報センターの役割を果たす。

(イ) 「読書県しづおか」の推進（基本計画第5章）

静岡県では、県民一人ひとりが生涯を通じて読書に親しむ習慣を確立した「読書県しづおか」構築のため、成長過程に応じた読書施策に取り組んでいる。

これまで、静岡県の読書活動の推進は各部署で個別に行われてきたが、今後はこの役割について、新県立中央図書館に集約することを検討する。集約の実現により、「子ども図書研究室」の資料を活用した読書ガイドブックの作成など、より効果的かつ強力な「読書県しづおか」の構築・推進が可能となる。

(オ) 図書館サービスを支えるＩＣＴ（基本計画第9章）

新館移転に伴う新規ＩＣＴソリューションの導入により、現在の県立中央図書館が抱えている現状の課題等を解決し、新たなサービスを展開する。

ＩＣタグによる自動貸出・返却機の導入や市町図書館へのｅラーニングとしての研修配信などにより業務の効率化を図るだけでなく、電子図書館やＡＩ（人工知能）など新しいＩＣＴ技術についても情報を収集し、様々なサービスへの活用を目指す。

イ 新しいタイプの図書館機能（基本計画第6章）

(ア) 交流スペース

従来の図書館の枠を超えて、未来につながる新しいタイプの図書館を実現するために、「学ぶ」「交流する」「創造する」の3つ機能を導入し、その活動が循環・継続されるよう整備を行う。

a 学ぶ～多彩な情報との出会いの場～

図書館はあらゆる情報の拠点である。交流スペースでは、紙媒体の資料に限らず、デジタル化された大量のデータや映像、音声、工業製品や美術作品など、多種多様な情報に触れる体験ができる。

また、幅広いジャンルの本を、利用者の興味を引くテーマでキュレーションを施しながら配架する。図書館に対する敷居を下げて新たな利用者層に本の世界の楽しさを知るきっかけとしたり、ふと目に留まった本から関連書籍に興味が広がり、知の探究につながる体験を提供する。

さらに、各テーマに関するセミナーや体験講座などにより、五感を通じた学びの機会を提供する。

b 交流する ~人ととの出会いの場~

アフターコロナ時代にあっては、人々が仮想空間に活動の場を求める度合いが高くなるのと同時に、その対比としてリアルな体験や交流の重要性も見直されると考えられる。交流スペースは仮想空間と実空間の橋渡しとして、人と人が多種多様な情報を媒介に現実に出会い、交流の中から新たな情報や文化を生み出すプラットフォームとなる。

来館者が気軽に交流できる開放的な空間を設けることにより、利用者相互の自由な情報交換の場を提供する。目的を持って集まった人々の活動の場となるほか、安心して過ごせる居心地の良いサードプレイスとして目的の有無に関係なく過ごせる空間を提供する。

c 創造する ~新たな情報や文化の創造・発信の場~

様々な情報から得られた知識を、現実の体験・活動を通じてさらに醸成し、新たな情報や文化の創造を期す。地域の課題解決に向けたプロジェクトなど、様々な創造活動を実施するとともに、県民の自主的な活動を支援する。また、様々な創造活動に対応できる専門性の高い機材や什器を有するラボの設置やアドバイザーによる専門的な活動支援など、創造活動を行う場を提供する。活動成果の発表、発信する場をリアルとオンラインとに設け、次の文化創造活動につながる循環を生み出す。

(1) カフェ・ラウンジ

図書館来館者の利便性向上に寄与する施設として、カフェを導入する。軽飲食しながら人々が交流できる場や、好みの飲み物をいただきながらゆったりと読書時間を楽しむ場を設置し、居心地の良い図書館を目指す。

また、新たな文化の創造活動を行う新しいタイプの図書館では、長時間利用が想定され、図書館内で一日を過ごせる施設とするため、営業時間外における食事席は誰もが自由に使えるラウンジとしての利用を見込む。

なお、図書館利用者に加え、地域住民やカフェのみの利用者も来館しやすく、外に開かれた空間とする。

(2) 緑地広場・テラス

緑地広場を建物周辺に整備し、緑あふれる空間を形成し、施設利用者の増加や満足度の向上などを図る。

また、イベント等の実施やテラス席としての利用なども想定し、施設利用者や周辺住民の憩い・やすらぎの場として、光・水・花・緑があふれるオープンスペースを形成する。

さらに、アフターコロナ時代に対応するため、閲覧席の代替機能としても活用できる開放的な外部閲覧環境を合わせて整備する。

(3) 駐車場（平面）・駐輪場

現在、計画地はグランシップ利用者用駐車場として利用されていることから、新県立中央図書館利用者用駐車場と併せ、グランシップ利用者も利用可能となる駐車場とする。

敷地西側に平面で駐車場を整備し、駐車場への車両動線については、歩行者の安全性や交通渋滞防止の観点から、計画地北側の東静岡駅南口環状線から出入りすることとする。

整備にあたっては、静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例及び静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例を遵守しつつ、余裕のある使いやすい駐車場・駐輪場の整備を進める。

(4) 歩行者用通路（ペデストリアンデッキ）

東静岡駅と新県立中央図書館を歩行者専用通路（ペデストリアンデッキ）で結ぶことにより、駅南口から図書館へのアクセスのバリアフリー化を図り、高齢者等にやさしい施設づくりを目指す。

駅を中心とした南北の回遊性が生まれ、利用者の移動が円滑になることにより、グランシップをはじめ、様々な年代が利用する東静岡駅南北の各施設の利用促進及び利便性の向上を図る。

3－3 DX（デジタルトランスフォーメーション）

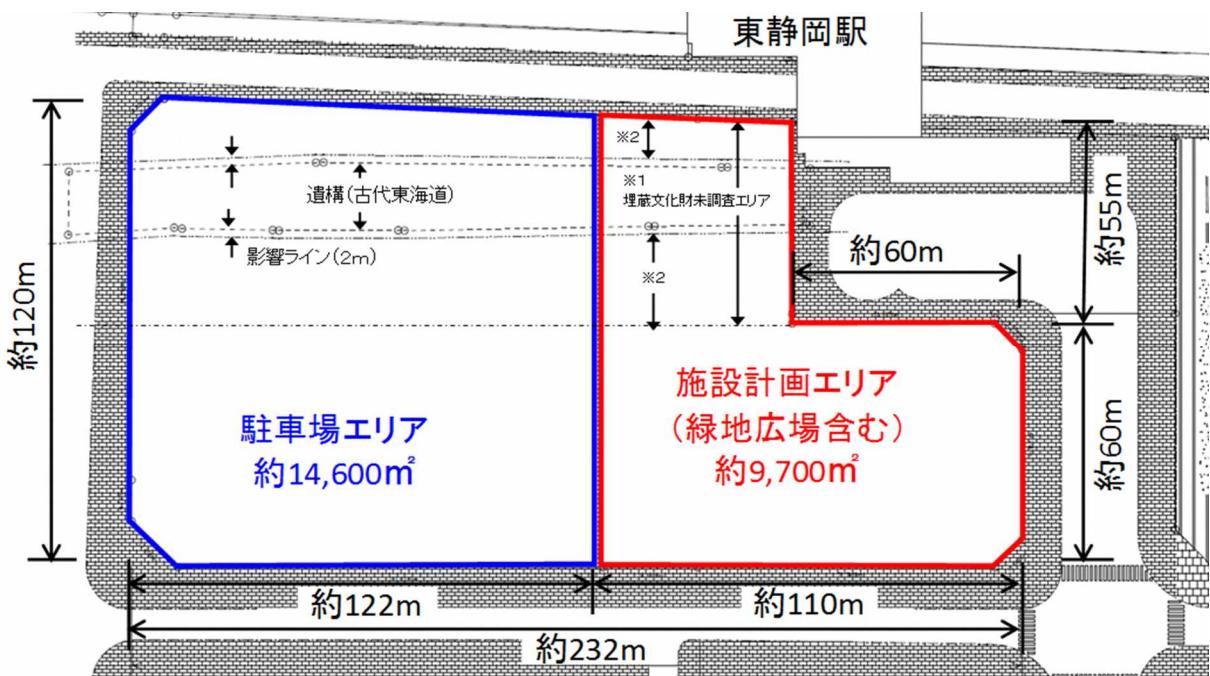
ウィズコロナ、アフターコロナ時代への対応を図るため、図書館のDXを推進する。コロナ禍におけるサービスとして自動化・機械化による非接触サービスや図書館のバーチャル化、AI技術の導入などを検討するほか、コロナ後の図書館に求められる機能及び未来の技術進歩も想定し、利用者の利便性向上、図書館サービスの充実、省力化を図る。

詳細については、今後専門知識を有する有識者を募った会議を開催し、図書館のDXにおける方向性を検討する。

第4章 施設計画

4－1 敷地ゾーニング条件

計画地は「1－4 計画地の概要」に示すとおり、古代東海道の遺構の存在が想定される範囲を包含している。遺構の存在が想定される場所は施設計画エリアと駐車場エリアの北側に位置し、敷地北側は埋蔵文化財未調査エリアとなっており、地表面より約1.5m以深を掘削する場合は本調査が必要となる。また、影響ラインを含めた遺構（古代東海道）は現状保存するため、地表面より約1.5m以深の掘削は不可となっている。これらの内容を踏まえた敷地東側約9,700m²を「施設計画エリア」とし、西側約14,600m²を「駐車場エリア」として整備する計画とする。



- ※1 影響ラインを含めた遺構（古代東海道）部分は、遺構面より上層0.3mは保護層（地表面から約1.5m深を想定）として確保し、保護層上面までは無条件で掘削可能
- ※2 1.5m以深の掘削を行う場合は、当該箇所の埋蔵文化財本調査の結果により、施工可能となる場合がある。

図4－1 施設計画の前提条件

4－2 施設計画における基本理念等

新県立中央図書館の整備に当たっては、基本計画第7章に示す内容を踏まえるとともに、以下の基本理念等に基づき、施設整備を進める。

(1) 基本理念

新県立中央図書館は、図書館法第2条に規定される図書館として、社会教育法の精神に基づき、県民の教育と文化の発展に寄与することを目的として整備する。

(2) 整備のあり方

ア 周辺環境への配慮

当該地域の特性を踏まえつつ、周辺環境に調和した景観や階構成、外観デザイン等に配慮するとともに、本県を代表する学術、文化芸術、スポーツ施設が集積する東静岡から名勝日本平、三保松原に広がる地域の玄関口としてふさわしいものとする。

また、施設整備にあたっては、「東静岡地区景観形成基本方針（平成28年10月、都市景観検討技術会議）」（以下「景観方針」という。）に基づき、東静岡駅周辺の美しく風格のあるまちづくりに寄与する施設とする。

イ 富士山眺望への配慮

計画地から北東方向に見える富士山への眺望に配慮するとともに、街並みと調和した建物配置・形状、外観デザインや緑地空間の形成により、東静岡駅周辺のより良い環境整備につなげる。

ウ 遺構への配慮

計画地に存在する古代東海道の遺構に配慮するとともに、その存在が感じられる整備とする。

エ 賑わいの創出

本施設を利用する人々、グランシップや東静岡駅を利用する人々、駅周辺居住者など、すべての人々の利便性向上につながる、安心して利用できる施設とする。

特に東静岡駅からの動線や、グランシップと駐車場及び芝生広場との動線に配慮し、相互連携による付加価値を高め、多くの人々に利用される、地域の賑わい創出につながる施設を目指す。

オ 利用用途に合った場を選べる多様な空間づくり

多様な利用目的や利用者の志向に対応できるよう、様々な大きさの空間や専門的な設備・備品のある空間、来館動機づけになるデザイン性に配慮した家具の配置等、空間に多様性を持たせる。

カ 誰にとっても居心地の良い快適な空間づくり

知的好奇心を高め、創造力を刺激し、仲間とともに探究するための場を県民に提供するため、採光や植栽に配慮する等、居心地の良い快適な環境をつくる。また、閲覧席は、窓際・壁際席以外に、キャレルタイプ、椅子・ソファ・スツール席、広い机等、様々な閲覧

席を配置するなど、場所・形態等を考慮し、様々な利用者のニーズに応えられるようする。

キ 交流を誘発する空間づくり（交流スペース）

自然と出会いを生み、交流を促し、触発しあう創造的な環境を提供するため、本施設内で行われる活動が、互いに見える透明性の高い空間づくりに努める。

文化活動への興味を持ってもらうため、屋外から中の活動が見える外観や視認性が高いエントランスの設え等、立ち寄ってみたくなる魅力的な空間をつくる。

ク 活動に合わせて空間を変えられる自由度の高い空間づくり（交流スペース）

取り扱うテーマや活動の変化に加え、多様な利用目的に対応できるよう、可変性の自由度が高い空間をつくる。

ケ 安全性・防犯性に優れた施設計画

災害発生時において、施設利用者の安全性について配慮するとともに、防犯性についても配慮した計画とする。

コ ユニバーサルデザインへの配慮

子どもからお年寄りまで多世代が利用する場であることから、「手すりの設置」や「段差の解消」、「広い廊下幅の確保」などのユニバーサルデザインの理念を取り入れ、誰もが不便さを感じることなく安全に移動し、図書を閲覧でき、機器や設備を使用できるように配慮する。

サ 施設利用者が利用しやすい施設計画

採光や騒音等に配慮しながら、施設利用者が快適な空間をすごすために必要な設備や備品を確保しつつ、駐車場や駐輪場などの附帯施設の配置に工夫するなど、施設利用者が利用しやすい計画とする。

シ 維持管理がしやすい施設計画

将来的な需要の変化など、中長期的な利用ニーズの変化に柔軟に対応可能とともに、高い耐久性を有する建設部材の採用や、施設管理者が行う点検や修繕が容易となるような建築計画とするなど、将来にわたって必要となる維持管理コストを縮減できる計画とする。

ス 地球環境共生への配慮

自然が豊かで、気候が温暖な本県の特性を活かし、施設の設計・建設・維持管理・運営において、自然エネルギーの活用、施設の長寿命化、省エネルギー機器、県産木材の利用など、自然環境、ライフサイクルコストに配慮した循環型施設を目指す。

また、整備される緑地・広場を活かし、緑と融合した環境配慮施設の整備を図る。

セ 県産材の利用促進

地産地消による環境負荷の低減及び人にやさしい施設づくりの観点から、県産材の内装材等への積極活用を図るものとする。

ソ ウィズコロナ、アフターコロナへの対応

ウィズコロナ時代の図書館として「新しい生活様式」に対応するとともに、アフターコロナ時代の「新しい現実（ニューリアリティー）」を意識し、バーチャル利用の充実を図ると同時にリアルな体験の重要性を実感できる図書館整備を目指す。

(3) 建築物の性能等

ア 建築物の構造性能・水準に関する考え方

新県立中央図書館の構造設計においては、地震時の利用者の安全性確保を最優先とし、高所に保管された図書の落下による怪我や資料の散乱によるつまづき、転倒を防ぐため、免震構造を想定している。

また、天井材、設備機器等については落下防止対策、備品家具は転倒防止対策を施し、非構造材料に至るまで、建物内部の安全性、耐久性、経済性を考慮し、適切な仕様を選定する。

静岡県建築基準条例に基づき、地震地域係数 $Z_s = 1.2$ を遵守する。

イ 建物の長寿命化への配慮

県有建築物長寿命化指針に従い、目標使用年数 80 年程度を設定し、計画保全と事後保全を計画的に実施することで、建物寿命 80 年、ライフサイクルコストの削減を目指した計画とし、主たる構造を鉄骨（S）造、鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造または、鉄筋コンクリート（RC）造とする。

また、耐候性、耐久性のある外装材の使用や保守点検の容易な内外装材の選定をする。

ウ 災害時等における支援

駅前という立地を踏まえ、災害時における帰宅困難者等の受け入れを可能とするなど、一時避難が可能となる計画とする。なお、必要な資機材や食料、飲料水、簡易トイレ等を保管する備蓄スペースを一部確保する。

保管する物品の種類や量、搬入経路については今後検討する。

エ 施設のセキュリティ性能の考え方

サービスエリア、保存エリアについては、管理・共有エリアとの間で施錠管理を行う。

各運営事務室は事業者ごとに施錠管理が可能なよう整備する。カフェについては、外部からの出入りが可能なよう個別の入り口を整備する。

なお、図書館休館日においてもカフェの運営およびラウンジでの待合利用ができるよう、管理用シャッター等により区分する。

また、防犯性・安全性に考慮し、防犯カメラ等を利用し、事務室等において館内の様子をモニタリングできるよう計画する。

公開書庫については、利用方法等についての講習を受講した者のみが利用できる書庫となるため、セキュリティレベルが異なったものとする。

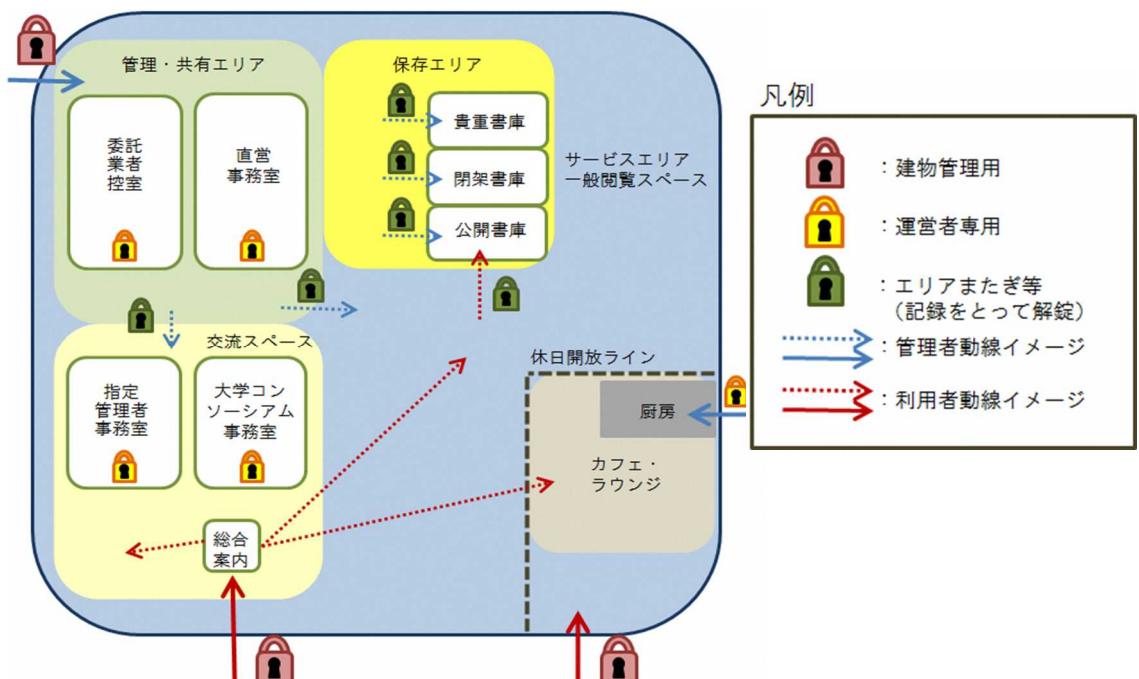


図4-2 セキュリティの概念図

オ 情報通信機器等の計画

情報通信機器等の計画については、今後、システム基本構想の検討及び基本設計を実施していくため、その内容を反映させた計画を策定していく。

カ 機械設備等の設置及び性能に関する考え方

(ア) スプリンクラーの設置

- ・豊富な図書を保存していることを考慮し、誤作動等による水損が発生しないようサービスエリア（新しいタイプの図書館機能）を除き、スプリンクラーの設置はしない方針とする。
- ・保存エリアの貴重書庫についてのみ、ガス消火を想定している。
- ・その他、消防法等他法令において、必要な設備は適宜設置する。

(イ) 非常用発電機の設置について

- ・災害時における拠点として位置付けないため、非常用発電機の設置については、最小限の能力とする。

キ 環境性能の確保

CASBEE（キャスビー：建築物総合環境性能評価システム）による目標ランクを設定や建築物省エネルギー性能表示制度による認証を取得するなど、より環境品質や性能の高い施設整備を誘導するとともに、環境配慮技術について積極的に導入し、環境性能を確保する。

将来的には、更新性に配慮した機器や汎用品を選定するとともに、再生可能エネルギー設備の設置及び増設可能な計画とする。特に、パッシブ技術によってエネルギーの需要を減らし、どうしても必要となる需要については、アクティブ技術によってエネルギーの無駄を無くす計画とする。

4－3 施設計画の個別方針

(1) 外部空間

本施設の利用者、グランシップや東静岡駅の利用者、駅周辺居住者など、すべての人々の利便性向上につながる、安心して利用できる施設とする。

ア 図書館

主要道路沿いの空間には、地区整備計画で定められた壁面後退を上回るセットバックに努めるとともに、隣接する街路空間と併せ、敷地を有効に活用していくことでエリア全体の賑わいの創出を図る。

規模	延床面積 約 19,600 m ² 程度
備考	<ul style="list-style-type: none">・影響ラインを含めた遺構（古代東海道）の部分には構造物の設置は不可とし、文化財保護に努める。・影響ラインを含めた遺構（古代東海道）以外の部分は、地表面から 1.5 m 深までの掘削は無条件で可能とするが、それ以深さを掘削する場合は、当該箇所の埋蔵文化財本調査が必要となり、その結果により、掘削可能か否かが判断される。

イ 緑地広場・テラス

まちの顔となる憩いの場や交流の空間を形成するため、緑陰の広場を配置し、ゆったりと憩うための環境整備を図る。

また、建物が複数階になることが想定されるため、地上階又は上階においては、テラスを計画し、外部空間での気分転換・リフレッシュが容易にできる環境整備とする。

・緑地広場

用 途	<ul style="list-style-type: none"> ・緑あふれる快適な緑地広場を提供し、落ち着いてくつろげる憩いの空間を整備する。 ・20人程度の小規模なイベント等の実施が可能となるよう、まとまったスペースを一箇所は整備する。 ・コロナ禍での運用を踏まえ、館内閲覧席間隔を広げる等の対応時には、代わりに外部閲覧席としてベンチ、イス等を配置するなど、柔軟な運用が可能なよう計画する。 	
規 模	提案による	
設置数	提案による	
他機能との関係性	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内のカフェ、ラウンジ等の休憩スペースと位置関係に留意する。 ・駅利用者の待ち合わせ場所やたまりの空間となるよう配置を考慮する。 	

・テラス

用 途	<ul style="list-style-type: none"> ・一般閲覧席等の利用者が気分をリフレッシュできるよう、適宜、テラスを整備する。 ・テラスは、緑地広場同様外部での閲覧席として利用できるよう、ベンチやイス等が配置できるよう計画する。 	
規 模	提案による	
設置数	提案による	

ウ 駐車場（平面）・駐輪場

駐車場（平面）については、後述する駐車場エリアに整備し、駐輪場については、施設計画エリア内において整備する。

駐車場（平面）への車両動線は、計画地北側の東静岡南口環状線から出入りする計画とし、駅前広場や主要道路での出入りによる道路上での安全性や交通渋滞防止を考慮すると共に、一般車両動線と管理用車両動線、歩行者動線を勘案し、安全な利用動線をそれぞれ確保する。

・駐車場（平面）

用 途	<ul style="list-style-type: none"> ・グランシップ及び図書館利用者用として、普通乗用車550台（グランシップとの共用）の駐車場を駐車場エリアにおいて整備する。 ※静岡市条例に基づいた附置義務台数はグランシップ405台、新県立中央図書館44台となるが、グランシップ利用者と図書館利用者を区分しない計画とする。 	
規 模	14,600 m ²	敷地西側にて整形にて確保する。
設置台数	普通車550台	車いす使用者用8台含む。

・駐輪場

用 途	・新県立中央図書館専用の駐輪場を施設計画エリア内に 411 台整備し、図書館利用者に提供する。 ※静岡市条例に基づいた附置義務台数は原動機付自転車 123 台、駐輪場 288 台となる。	
規 模	1, 030 m ²	
設置台数	411 台	

エ 歩行者専用通路（ペデストリアンデッキ）

東静岡駅南北自由通路の南口側西面より、新県立中央図書館に繋ぐペデストリアンデッキを施設計画エリア内（市有地の一部含む）に配置し、図書館へのバリアフリー化、利便性の向上を図るとともに、一体的な利用が可能となる整備を行う。

用 途	・東静岡駅利用者がスムーズに来館できるよう、歩行者用通路を整備する。 ・図書館の屋外空間として利用できるよう、図書館施設と一体的に計画する。
規 模	幅員～15m／延長約 60m
他機能との関係	・図書館の中層階に接続し、従来の図書館機能のメインエントランスとなる位置とする。

オ その他外構

施設計画エリア内において、施設内に設ける協力車発着ステーションの駐車区画とは別に、公用車用駐車区画を 3 区画設け、敷地内への公用車車両の出入りは、計画地南側の市道東静岡中央線又は計画地北側の東静岡南口環状線からとする。図書館及びグランシップの利用者車両の出入りは、計画地北側の東静岡南口環状線からのみとし、車両動線を歩行者動線に配慮するものとする。

(2) 内部空間

施設の内部空間の構成に関わる全体像を下記に示し、各諸室用途や仕様等はア以降に示す。

エリア		諸室	想定規模 (m ² 概数)	
従来の図書館機能	一般閲覧スペース	書架／閲覧席 健康・医療情報コーナー ティーンズコーナー ユニバーサルコーナー 特集展示／新着図書コーナー 新聞閲覧コーナー 予約棚コーナー カウンター ロッカーコーナー	3,300	
		対面朗読室		
		児童室・子ども図書研修室 特集展示／新着図書コーナー カウンター		
		読み聞かせの部屋		
		授乳室		
		児童用トイレ		
		書架／閲覧席 県史編さん収集資料閲覧スペース（歴史文化情報センター） 特集展示／新着図書コーナー カウンター		
		貴重書展示コーナー		
	地域資料スペース	学習室	280	
		サイレントルーム	230	
サービスエリア		個室学習席	30	
新しいタイプの図書館機能	情報発信コーナー テーマ別配架コーナー オープンコラボレーションスペース 多目的ホール セミナールーム ラボ キッチン ものづくり メディア・ＩＣＴ 音楽 多目的（A・B） 多目的（C・D）	190 470 300 340 330 830		
	受付カウンター、バックヤード			
	総合案内カウンター			
	大学コンソーシアム相談窓口			
	カフェ ラウンジ			
	公開書庫 閉架書庫 貴重書庫 保存処理室			
	館長室 特別会議室 事務室 作業室 印刷室 協力車発着ステーション サーバー室 給湯室 休憩室・更衣室 ボランティア室 倉庫・備品室 職員用会議室			
	運営事務室 備品倉庫			
	廊下、階段、エレベーター、トイレ、機械室等（直営・民間）			
管理・共有エリア	直営管理機能	(施設 計)	19,600 程度	
		館長室	30	
		特別会議室	30	
		事務室	570	
		作業室	50	
		印刷室	30	
		協力車発着ステーション	190	
		サーバー室	90	
		給湯室	10	
		休憩室・更衣室 ボランティア室	20×4 40	
民間運営機能		倉庫・備品室 職員用会議室	140 130	
		運営事務室	180	
		備品倉庫	270	
共有機能	廊下、階段、エレベーター、トイレ、機械室等（直営・民間）	4,710		

《サービスエリア共通》

サービスエリアと管理エリアは明確に区分し、サービスエリアからは管理エリアの業務内容が見えない形とする。

従来の図書館機能と新しいタイプの図書館機能はそれぞれまとまって存在し、分類・整理された資料が整然と並ぶ静的雰囲気と人々の活動や交流が行われる動的な雰囲気の対比を感じられるものとするが、それぞれの機能が相互補完する役割も担うため、完全に切り離すのではなく、新しいタイプの図書館機能から従来の図書館機能に繋がるような空間構成と主要動線を確保する。

新しいタイプの図書館機能の主要動線の入口は、1階メインエントランスを想定し、従来の図書館機能の主要動線の入口は、ペデストリアンデッキ接続階を想定しているが、ペデストリアンデッキ接続階から、1階の活動雰囲気が伝わる空間構成とし、ペデストリアンデッキ接続階から1階へと促す空間構成とする。

調査研究に没頭する利用者から、気軽な読書に親しむ利用者、さらには居心地の良いサードプレイスを求める利用者まで、幅広いニーズに対応できる図書館となるように計画する。そのため、通常の会話は許容した居心地のよい空間を基本としながら、フロアやエリアごとに徐々に静かな環境も用意されている構成とし、さらに静寂を求める利用者には、サイレントルームを用意する。

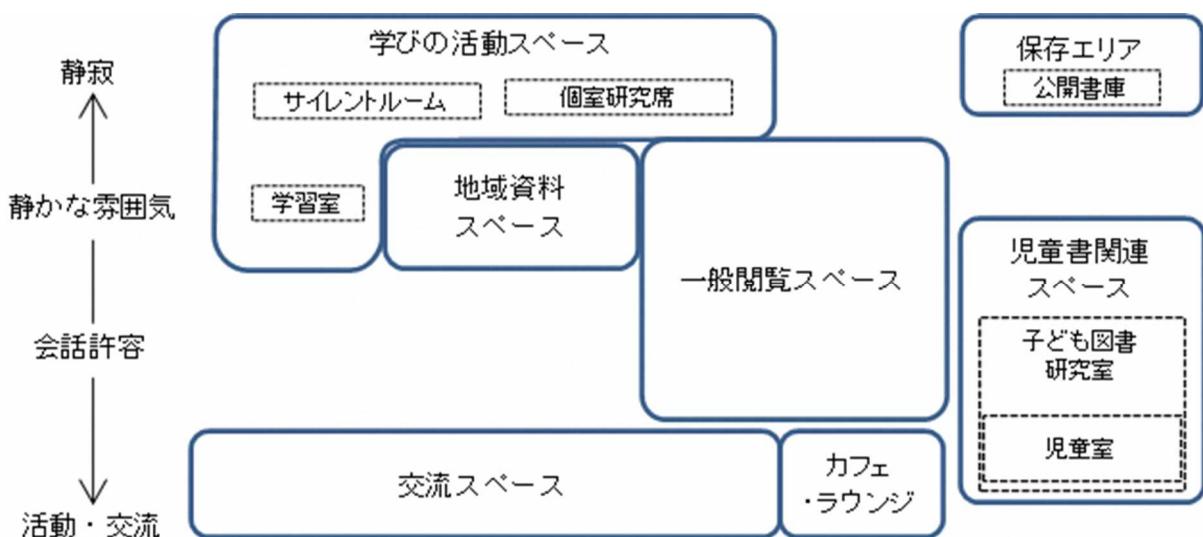


図4－3 各スペースごとの 静寂↔活動 概念図

《一般閲覧スペース》

一般閲覧スペースは、従来通り調査研究目的などの利用にも十分にこたえていくだけでなく、居心地の良い場所（サードプレイス）で時間を過ごしたいといった利用にも考慮した、閲覧環境を整備する。また、着座での飲料摂取を可能とし、利用者同士の通常の会話を許容することで、居心地の良い空間を目指す。

書架は原則として、日本十進分類法（NDC）により配架することを前提に配置し、0～9類に整然と整理された資料の流れがわかりやすい配置をし、誰もが使いやすい場所とする。

特集展示は、各コーナー等との関係により、利用者が「わくわくする」ような、利用者の問題解決できるような、独立した書架として設置する。

また、各コーナーは、書架及び閲覧席と一体的な空間としつつ、各コーナーの存在が一目で分かるような設えとする。

《児童書関連スペース（子ども図書館）》

児童書関連スペースは、児童室と子ども図書研究室からなり、全体として子ども図書館の一
体感を感じられるよう、階等により機能が分断されることがない一体的な空間構成とする。

児童室はオープンなつくりで、子どもが直接本とふれあうことが出来る空間とし、子ども図
書研究室は、主として成人が子どものための本を選ぶことを目的としているため、児童室とは
明確に区切られた空間とするが、児童室から子ども図書研究室の存在が認識できるものとする。

《地域資料スペース》

地域資料スペースは、静岡県関連資料の配架、閲覧や貴重書の展示などのための空間であり、
一般閲覧スペースよりも調査研究利用が多いと想定されるため、静寂で落ち着いた空間とし、
調査研究に没頭できる様々な閲覧環境を提供する。

《学びの活動スペース》

利用者の研究活動や学習活動の特性に合わせ、個人研究、グループ学習等が行える様々な環
境を整備する。

サイレントルーム及び個室研究席は、一般閲覧スペースと地域資料スペースに分散して配置
し、各スペースの機能が有効に働くように配置する。

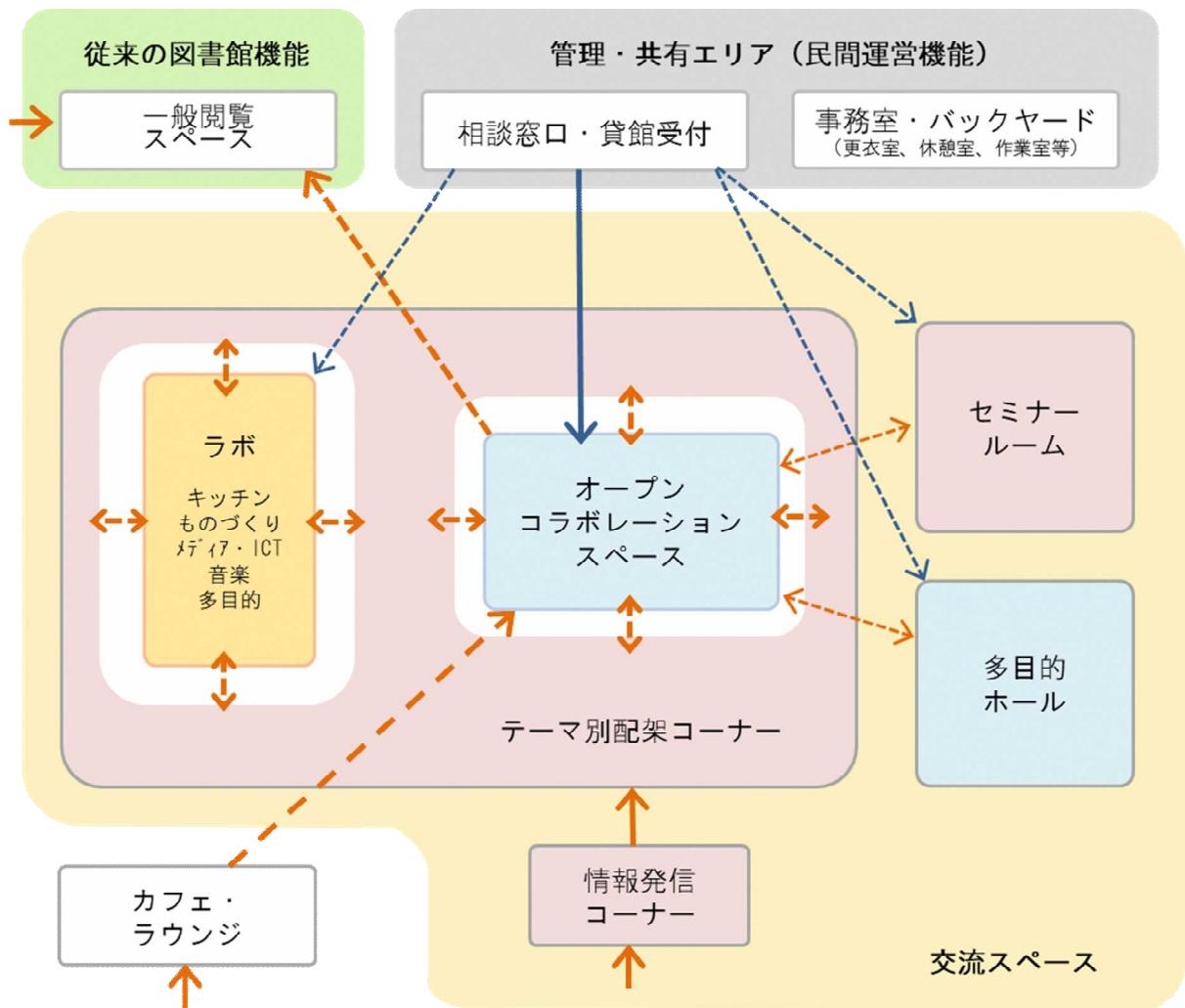
《交流スペース》

交流スペースは、「学ぶ」、「交流する」、「創造する」を体現する場として整備し、従来の図書
館機能とは別な空間とするものの、交流スペースから一般閲覧等へ誘導する空間とする。交流
スペース全体の核となるのが、オープンコラボレーションスペースであり、利用者が議論や打
合せ、読書など、自由に使える空間とする。利用者同士の活発な会話を許容し、飲料摂取と菓
子等の軽食も可能とした、さらに開かれた図書館を目指す。

交流スペースは、情報発信コーナーからテーマ別配架コーナーが配置されたオープンコラボ
レーションスペースに繋がる動線を主要動線と想定している。

オープンコラボレーションスペースの周囲には、テーマ別配架コーナーをテーマ毎のまとまりで分散配置し、オープンコラボレーションスペースの交流機能とともに、図書の存在がスペ
ース全体のテーマを感じさせる一体的な利活用ができる空間とする。

また、オープンコラボレーションスペースにはカフェを近接させ、利用者の利便性・快適性
の向上に寄与する。



【凡例】 橙：利用者動線、青：管理者動線
実線矢印：隣接、点線矢印：アクセスしやすい関係

図4-4 交流スペースを中心とした概念図

《カフェ・ラウンジ》

利用者が飲食をしながら読書や会話を楽しめ、居心地の良い上質なカフェを整備する。さらに、テイクアウト等で持ち込み、飲食をしながらゆったりと過ごすことができるラウンジと併せ、飲食スペースとして快適な環境を整備する。

また、カフェとラウンジは隣接させ、他機能と管理用シャッター等により区分とすることで、図書館の営業時間に限定せず、カフェを営業でき、特に、カフェ・ラウンジを休館日等の図書館サービスエリアが利用できない時間帯においても、駅利用者の待合としての利用や近隣住民の憩いの場として開放できるよう整備していく。

カフェとラウンジは、長時間にわたり勉強や研究に取り組む利用者の空腹を満たす機能やリラックスして読書や会話を楽しむことができる憩いの場としての機能、飲食を通じた利用者同士の交流促進機能として整備するため、互いに隣接した位置とする。

カフェはカフェの提供物のみ、ラウンジはテイクアウトや持込飲食物など、全ての飲食が可能となるスペースとする。

カフェ・ラウンジはBDS内とする。

《保存エリア》

利用者が入室可能な公開書庫（固定書架）と収蔵能力の高い閉架書庫（可動書架）により資料の保管と活用の両立を図る。また貴重書庫と保存処理室により、貴重書を長期にわたり保存可能な環境を整備する。

全ての書庫は飲食は不可とし、静寂な空間とする。また、公開書庫は、講習を受けた一般利用者が本を探すことができ、資料の内容を確認できる簡易な閲覧台を備えた書庫である。

また、貴重書庫に保管されている資料は、江戸幕府から伝わる書物等、歴史的にも貴重な資料であるため、文化財（美術工芸品）と同等として扱い、保存環境を考慮した空調設備が備わっているものとする。

《管理エリア》

各エリアの動線や資料の搬送等に配慮した位置に事務室を設け、資料の整理など各種作業を行う作業室も設ける。さらに、図書館職員の会議等を行うための職員用会議室や、そのほか職場に必要な給湯室、更衣室、休憩室、文書保管庫、倉庫等も配置する。

また、協力車事業を円滑に行うため、資料搬送に配慮した位置に協力車発着ステーションを設ける。

管理エリアは、サービスエリアを経由せずに各室に行ける動線の確保が望ましい。

《共有エリア》

サービスエリアにおける、各フロアの上下移動する部分の付近には、ブックカート置き場や自動貸出機等を整備し、利用者の利便性向上に資する。

ア サービスエリア（従来の図書館機能）

a 一般閲覧スペース

○ 閲覧室（書架／閲覧席）

一般的な図書資料、雑誌、視聴覚資料等を揃えた書架と、様々な利用者の学習形態に合わせた閲覧席を備えた、閲覧室を設置する。

用 途	・閲覧室全体で22～23万冊程度の図書を配架するほか、新聞・雑誌・視聴覚資料も配架する。 ・利用者の学習目的に合った多彩な閲覧席・閲覧環境を用意する。				
想定規模	3,300 m ² 程度	250 席	・閲覧室内に以下のコーナー等を含む ①健康・医療情報コーナー ②ティーンズコーナー ③ユニバーサルコーナー ④特集展示コーナー／新着図書コーナー ⑤新聞閲覧コーナー ⑥予約棚コーナー ⑦カウンター		
	250 席				
開架冊数	22～23万冊程度				
他室との関係	－				

① 健康・医療情報コーナー

健康・医療情報に関する書籍のある書架をコーナーに拡張して運営する。

用 途	・閲覧室の健康・医療に関する書籍が配架された書架（日本十進分類法（NDC）49綱）の近くに、展示用棚、閲覧席を備えたコーナーを設置する。 ・健康器具等を設置するほか、必要に応じて簡易イベント等も行える健康器具スペースを設ける。				
想定規模	80 m ² 程度	10 席程度	・閲覧室内に設置 ・NDC49 綱の書架を活用し、コーナーとして整備		
	10 席程度				
設置数	1 コーナー				
他室との関係	・健康器具スペースは、健康・医療に関する資料が配架された書架（49綱）と展示用棚・閲覧席の間に設置される形（書架→健康器具スペース→展示用棚・閲覧席の流れ）とする。				

② ティーンズコーナー

ティーンズ世代向けの資料等をまとめたコーナーを設置する。

用 途	・ティーンズ世代に向けた資料3,000冊程度、パンフレット等を取りそろえ、日本十進分類法（NDC）によらずに配架する。				
想定規模	60 m ² 程度	10 席程度	・閲覧室内に設置 ・NDC 書架以外の書架を設置		
	10 席程度				
設置数	3,000 冊程度				
他室との関係	－				

③ ユニバーサルコーナー

障害のある方や高齢者に向けた資料等をまとめたコーナーを設置する。

用 途	・障害のある方や高齢者に向けた資料 3,000 冊程度や読書支援機器、パンフレット等を取りそろえ、日本十進分類法(NDC)によらずに配架する。	
想定規模	60 m ² 程度	・閲覧室内に設置 ・NDC 書架以外の書架を設置
閲覧席数	10 席程度	
開架冊数	3,000 冊程度	
設置数	1 コーナー	
他室との関係	・閲覧室入り口からわかりやすい位置に配置するとともに、対面朗読室と近接させる。	

④ 特集展示コーナー／新着図書コーナー

特集テーマに基づく資料を展示するコーナー、及び新着の図書等を展示するコーナーを設置する。

用 途	・時節や社会の情勢に合わせた資料を展示する特集展示コーナー、及び新着の図書等を展示する新着図書コーナーを設置する。 ・資料は設定した特集テーマ及び新着図書に応じて入れ替えを行う。		
想定規模	各 20 m ² 程度 × 4	・閲覧室内に設置 ・NDC 書架以外の書架を設置	
	各 200 冊程度 × 4		
設置数	計 4 コーナー		
他室との関係	・新着図書コーナーは 2 カ所とも閲覧室の入口付近に配置する。		

⑤ 新聞閲覧コーナー

新聞を配架する。閲覧用の机も配置する。

用 途	・当日および過去の新聞を配架し、閲覧可能とする。 ・当日の新聞を配架する新聞掛け、及び過去の新聞を配架する棚を設置する。 ・新聞を広げて閲覧できる大型机を設置する。 ・マイクロフィルム資料を閲覧できる機器を設置する。		
想定規模	100 m ² 程度	・閲覧室内に設置 ・NDC 書架以外の書架を設置	
	10 席程度		
設置数	1 コーナー		
他室との関係	－		

⑥ 予約棚コーナー

予約資料を配架する。利用者が自身で資料を確保し、貸出手続きを可能とする。

用 途	・予約した資料について、予約者が自ら資料を確保し、自動貸出手続きをまで行えるコーナーを設置する。 ・コーナー内で貸出・検索を可能とする。また未処理資料の持ち出しを防ぐため、予約棚コーナー専用のBDS（ブックディクションシステム）も設置する。		
想定規模 冊数	40 m ² 程度	・閲覧室内に設置	
	1,000 冊程度		
設置数	1 コーナー		
他室との関係	・カウンターから目の届く範囲に設置する。		

⑦ カウンター（一般閲覧スペース）

利用者対応を行うカウンターを設置する。サービスカウンター業務は原則として機械化するため、一部のサービス業務とレファレンス業務を行うカウンタースペースを設置する。

用 途	・主としてレファレンス対応を行うほか、サービスカウンター業務も一部を行う。 ・カウンター裏に事務作業を行うカウンターバックヤードを備え、返却処理や配架、予約本連絡などの業務を行う。	
想定規模	70 m ² 程度 (うち、バックヤード 40 m ² 程度)	・閲覧室内に設置 ・カウンターバックヤード含む
設置数		
他室との関係	・閲覧室の入り口から確認でき、かつ閲覧室全体が見渡せる位置に設置する。 ・予約取置コーナーはカウンターから目の届く範囲に設置する。 ・他のカウンター及び公開・閉架書庫、管理エリアとの動線に配慮する。	

○ 対面朗読室

利用者の求めに応じ、資料の朗読サービスを行う部屋を閲覧室に隣接して2室設ける。うち1室は、点字資料などユニバーサルサービス用資料の作成も可能とする。

用 途	・高齢の人や視覚に障害のある人を対象とした対面朗読サービスを提供する。 ・2室のうち1室は点字資料や録音資料などユニバーサルサービス用の資料の作成も行う。	
規 模	各 10 m ² 程度 × 2	
設置数	計 2 室	
他室との関係	・ユニバーサルコーナー付近に設置する。	

b 儿童書関連スペース（子ども図書館）

○ 儿童室（書架／閲覧席）

子供向けの資料を配架し、書架や閲覧席も子どもの利用に合わせた児童室を設置する。

用 途	・子供を対象にした直接サービスを行う。 ・子供用に児童書・絵本・紙芝居・児童新聞・児童雑誌等を4～5万冊程度配架する。 ・子供用の閲覧席や検索端末、児童用トイレなど、子供の身体に合わせた設備を設置する。 ・「子ども図書館」として、子ども図書研究室と一体的に整備する。		
想定規模 閲覧席数 開架冊数	690 m ² 程度	・児童室内に以下のコーナー等を含む ①特集展示コーナー／新着図書コーナー ②カウンター（児童室・子ども図書研究室で共用）	
	30 席程度		
	4～5万冊程度		
他室との関係	・「子ども図書館」として子ども図書研究室と一体的に整備し、カウンターも兼用できるように配置する。 ・読み聞かせの部屋及び授乳室、児童用トイレと隣接して設置する。 ・図書館入口から児童室まで、ベビーカー等でも不都合のない動線確保に努める。		

① 特集展示コーナー／新着図書コーナー

時節や社会の情勢に合わせた資料を展示する特集展示コーナー、及び新着の図書等を展示する新着図書コーナーを設置する。

用 途	・特集テーマに基づく資料を展示するコーナーを設置する。 ・新着の図書等を展示するコーナーを設置する。		
想定規模 開架冊数	各 20 m ² 程度 × 3	・児童室内に設置 ・NDC 書架以外の書架を設置	
	各 100 冊程度 × 3		
設置数	計 3 コーナー		
他室との関係	・新着図書コーナーは閲覧室の入口付近に配置する。		

② カウンター（児童書関連スペース）

利用者対応を行うカウンターを設置する。サービスカウンター業務は原則として機械化するため、一部のサービスカウンター業務とレファレンス業務及び読書相談を行うカウンターを用意する。

用 途	<ul style="list-style-type: none"> レファレンス対応及び子どもの読書に関する相談対応を行うほか、サービスカウンター業務も一部行う。 カウンター裏に事務作業を行うカウンターバックヤードを備え、返却処理や配架、予約本連絡などの業務を行う。 児童室と子ども図書研究室の両方で共有したカウンターとする。 	
想定規模	50 m ² 程度 (うち、バックヤード 40 m ² 程度)	・児童室と子ども図書研究室の双方にかかる位置に設置
設置数	1	・カウンターバックヤード含む
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> 児童室と子ども図書研究室の双方にかかる位置に設置する。 他のカウンター及び公開・閉架書庫、管理エリアとの動線に配慮する。 	

○ 子ども図書研究室（書架／閲覧席）

主に児童書を扱う大人を利用対象として、全点収集した児童書を提供する子ども図書研究室を設置する。

用 途	<ul style="list-style-type: none"> 児童書を全点収集し、児童サービスに携わる市町立図書館司書・学校図書館司書やボランティア、児童書研究者など大人を主な利用対象として、資料閲覧・レファレンスサービス等を行う。 新刊児童書全点に加え、児童書に関する研究書やブックリスト等を8～9万冊程度配架する。 「子ども図書館」として児童室と一緒に整備する。 大人を主な利用対象者とするが、利用者の年齢は限定しない計画とする。 	
想定規模	540 m ² 程度	・子ども図書研究室内に以下のコーナー等を含む
閲覧席数	20 席程度	①特集展示コーナー
開架冊数	8～9万冊程度	②カウンター（児童室・子ども図書研究室で共用）
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども図書館」として児童室と一緒に整備し、カウンターも兼用できるように配置する。 カウンターから子ども図書研究室に立ち入る利用者が確認できるつくりにする。 	

① 特集展示コーナー

時節や社会の情勢に合わせた資料を展示する特集展示コーナーを設置する。

用 途	<ul style="list-style-type: none"> 特集テーマに基づく資料を展示するコーナーを設置する。 		
想定規模	各 20 m ² 程度 × 2	・子ども図書研究室内に設置	
開架冊数	100 冊程度	・展示用棚を設置	
設置数	1 コーナー		
他室との関係	-		

② カウンター（児童書関連スペース）

利用者対応を行うカウンターを児童室と共用で設置する。サービスカウンター業務は原則として機械化するため、主としてレファレンス及び読書相談を行うカウンターのみを用意する。

※用途等は児童室の②カウンター参照。

○ 読み聞かせの部屋

子ども向けにおはなし会などのイベントを行う部屋を設置する。

用 途	・独立した部屋で、20人程度の子供に対し読み聞かせなどの行事を行う。 ・イベント時以外は多目的に使える部屋として開放する。 ・託児サービスの部屋としても使用可能とする。	
想定規模	50 m ² 程度	
設置数	1 室	
他室との関係	・児童室と隣接して設置し、児童室からのみ出入りできるものとする。	

○ 授乳室

乳幼児を連れた利用者のため、授乳室等の設備を用意する。

用 途	・授乳、調乳、おむつ替えを行う。	
規 模	20 m ² 程度	
設置数	1 室	
他室との関係	・児童室及び児童用トイレと隣接して整備し、児童室からのみ出入りできるものとする。	

○ 児童用トイレ

児童用の衛生設備を設置したトイレを整備する。

用 途	・概ね幼児から小学生程度までを対象としたトイレを設置する。	
規 模	30 m ² 程度	
設置数	1 室	
他室との関係	・児童室及び授乳室と隣接して整備し、児童室からのみ出入りできるものとする。 ・児童用トイレに隣接して大人用トイレも整備する。	

c 地域資料スペース

○ 閲覧室（書架／閲覧席）

静岡県に関する地域資料を収集し提供する。

用 途	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県に関する地域資料（請求記号Sに分類される資料）を3万冊程度配架する。 ・図書類の貸出・閲覧だけでなく、静岡に関する展示やパンフレット配布を行う。 	
想定規模	540 m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資料閲覧室内に以下のコーナー等を含む ①県史編さん収集資料閲覧スペース ②特集展示コーナー／新着図書コーナー ③カウンター
	60 席程度	
	3万冊程度	
他室との関係	-	

① 県史編さん収集資料閲覧スペース（歴史文化情報センター）

静岡県史編さん収集資料や歴史的公文書、一般閲覧可能な貴重書などを閲覧するための優先閲覧席を設ける。

用 途	<ul style="list-style-type: none"> ・出納した県史編さん収集資料、歴史的公文書（即時閲覧文書）、貴重書等の閲覧場所としての優先閲覧席を設置する。 ・貴重書の閲覧に対応した空調・明度等とし、また検索や撮影に必要な機材を配置する。 ・出納したマイクロフィルムなどを閲覧するための機器や資料検索端末も配置する。 		
想定規模	100 m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・席は地域資料閲覧室内にまとめて設置する。 	
	30 席程度		
	350 冊程度		
設置数	1 コーナー		
他室との関係	・地域資料閲覧室のカウンター近くに配置する。		

② 特集展示コーナー／新着図書コーナー

時節や社会の情勢に合わせた資料を展示する特集展示コーナー、及び新着の図書等を展示する新着図書コーナーを設置する。

用 途	<ul style="list-style-type: none"> ・特集テーマに基づく資料を展示するコーナーを設置する。 ・新着の図書等を展示するコーナーを設置する。 		
規 模	各 20 m ² 程度 × 2	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資料閲覧室内に設置 ・閲覧室内の通常以外の書架を設置 	
	各 150 冊程度 × 2		
設置数	計 2 コーナー		
他室との関係	・新着図書コーナーは閲覧室の入口付近に配置する。		

③ カウンター（地域資料スペース）

利用者対応を行うカウンターを設置する。サービスカウンター業務は原則として機械化するため、一部のサービス業務とレファレンス業務を行うカウンターを用意する。

用 途	<ul style="list-style-type: none"> レファレンス対応及び県史編さん収集資料、歴史的公文書の閲覧申請受付・書庫出納や閲覧、複写業務に対応するほか、サービスカウンターの業務も一部行う。 カウンター裏に事務作業を行うカウンターバックヤードを備え、返却処理や配架、予約本連絡などの業務を行う。 	
想定規模	40 m ² 程度 (うち、バックヤード 30 m ² 程度)	・地域資料閲覧室内に設置する。 ・カウンターバックヤードを含む。
設置数	1 基	
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> 地域資料閲覧室の入り口から確認できる位置に配置し、かつ閲覧室全体が見渡せる位置に設置する。 県史編さん収集資料閲覧コーナー（歴史文化情報センター）近くに配置する。 他のカウンター及び公開・閉架書庫、管理エリアとの動線に配慮する。 	

○ 貴重書展示コーナー

「葵文庫」「久能文庫」「浮世絵」など県立図書館が所有する貴重書を展示する。

用 途	<ul style="list-style-type: none"> 博物館的要素を持った空間とする。 壁面展示ケースやデジタルサイネージ等を設置し、「葵文庫」などの貴重書を展示する。 大型床置ディスプレイ等でデジタルアーカイブの閲覧ができる。 展示資料の解説パネルや、展示内容と関連する資料等も併せて配架する。 		
想定規模	130 m ² 程度	・地域資料閲覧室に付随して設置する。	
開架冊数	100 冊程度		
設置数	1 コーナー		
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に飲食可能な場所を配置しない。 貴重書庫及び保存処理室との動線に配慮する。 		

d 学びの活動スペース

① 学習室

用 途	<ul style="list-style-type: none"> 持ち込み資料等を使って学習したい利用者向けに学習室を設置する。 		
想定規模	280 m ² 程度		
席数	計 100 席程度		
設置数	複数		
他室との関係	—		

② サイレントルーム

用 途	・静寂な環境を求める利用者のため、静寂性、防音性を確保した部屋を設置する。 ・館内に分散して4室程度を設置する。		
想定規模	計 230 m ² 程度		
席数	計 60 席程度		
設置数	計 4 室程度		
他室との関係	—		

③ 個室研究席

用 途	・図書館資料を使い個室で調査研究したい人向けの部屋を設置する。 ・館内に分散して10室程度を設置する。		
想定規模	計 30 m ² 程度		
席数	計 10 席程度		
設置数	計 10 室		
他室との関係	—		

イ サービスエリア（新しいタイプの図書館機能）

a 交流スペース

① 情報発信コーナー

県民が、紙媒体に限らず、デジタルデータ、映像、音声、実物展示等の多彩なメディアから静岡県の様々な情報を得られる場所とする。また、来館者が交流スペースの目的、活動内容を理解するための場所とする。

用 途	・紙媒体に限らず、デジタルデータ、映像、音声、実物情報等を発信・提供する。 ・1階におけるemainエントランスとしての機能を持たせ、静岡県や交流スペースへの興味を醸成し、テーマ別配架コーナー及びオープンコラボレーションスペースへ緩やかに関心をつなぐ。	
想定規模	190 m ² 程度	
設置数	1 コーナー	
他室との関係	・1階のメインエントランスとして、情報発信コーナーの機能を持たせた空間を設置する。 ・1階からの来館者が必ず通る空間とする。 ・総合案内カウンターと隣接し、交流スペースの入口となる。 ・テーマ別配架コーナー及びオープンコラボレーションスペースへつながる位置関係とする。	



情報発信イメージ（富士山樹空の森）

② テーマ別配架コーナー

分かりやすく関心を深めやすいテーマを設定し、マンガやMOOKなども含め選書基準に縛られずに図書を選定し配架する。興味を引くサブテーマを設定し、面出しや関連する活動や作品の展示など工夫を凝らした展示で、本の世界の楽しさを発信する。

用 途	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の知的好奇心を喚起するようなテーマを設定し、テーマごとに本・映像等により情報提供する。 交流スペース内に分散して 10 コーナー程度配置する。 図書は、テーマごとに専門書から新書、雑誌に加え、マンガやMOOKなども含めて幅広く配架する。(貸出はせず、施設での閲覧のみ可能とする。) 季節や話題になっている事柄、プロジェクト活動等に合わせて企画展示をするなど、常に来館者の好奇心を刺激する仕組みとする。 利用者が多様な本の中から興味のある本を見つけ、その場で閲覧できる空間とする。 また、本を参照しながらグループで打合せなどができる閲覧席を設ける。 		
想定規模	470 m ² 程度	1 テーマ • 50 m ² 程度 • 閲覧席 12 席程度 • 1,000 冊程度	
	計 80 席程度		
	計 1 万冊程度		
設置数	計 10 コーナー程度		
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> 情報発信コーナーからアクセスしやすい位置とする。 オープンコラボレーションスペースの周囲にテーマごとの塊で配置する。 各テーマはゆるやかにつながり、交流スペース全体に広がる。 		



図書・閲覧スペースイメージ
(近畿大学アカデミックセンター)

③ オープンコラボレーションスペース

利用者の誰もが様々な用途で自由に使える場所として設置する。

自由な交流の場として開放し、情報交換や議論等を通して理解を深めるとともに、イベント等を実施することで活発な交流を生み出す場とする。

用 途	・机と椅子を配置し、利用者が自由に議論できる、居心地の良いラーニングコモンズとしての機能を有する空間を用意する。 ・机と椅子を設置し、単独で利用するほか、利用者が机と椅子を動かし、グループ等でも使える場として整備する。 ・小規模なイベントも行えるつくりとする。	
想定規模	300 m ² 程度	
設置数	1 箇所	
利用人員	90 人	
他室との関係	・交流スペースの中心的な存在とし、情報発信コーナー、テーマ別配架コーナー、ラボ、カフェ・ラウンジと連携の取れる関係とする。 ・受付カウンター、大学コンソーシアム事務室と近接する。	



オープンコラボレーションスペースイメージ
(須賀川市市民交流センターtette)

④ 多目的ホール

人と人との交流を通じた学びの場を提供することで、より理解を深め、多様な人や団体による創造活動につなげる場とする。また、交流スペースでの活動の発表の場としても活用する。

用 途	・講演会、発表会、講座など、一定の人数以上のイベント等に利用する。	
想定規模	340 m ² 程度	ホール 280 m ² 、ホワイエ 60 m ² 程度
設置数	1 室	
利用人員	150 席	
他室との関係	・イベント終了時などに、他エリアに影響が出ず、利用者がスムーズに移動できる配置とする。	



多目的ホールイメージ
(安城市中心市街地拠点施設アンフォーレ)

⑤ セミナールーム

人と人との交流を通じた学びの場を提供することで、より理解を深め、多様な人や団体による創造活動につなげる場とする。また、交流スペースでの活動の発表の場としても活用する。

用 途	・講座、講習、体験会、会議等に利用する。 ・複数設置し、事業規模に応じて使い分けられるようとする。	
想定規模	計 330 m ² 程度	180 m ² ×1室 ／ 50 m ² ×3室
設置数	計 4 室程度	
利用人員	—	
他室との関係	—	



セミナールームイメージ (UDCK)

⑥ ラボ共通

新しい文化を創造し、発信するため、多彩な体験講座、課題解決プロジェクト等の創造活動を行う。

創造活動に必要な特殊な用途に対応する機材や什器を設置することとし、専門性を有する人々の使用に堪える設えとしつつ、興味を持つ県民が体験・試行することができる環境を整える。具体的には以下に示すラボとする。

用 途	<ul style="list-style-type: none"> 多様な体験講座、創作活動を可能とする、専門性の高い機材や什器を備えた各室を整備する。 具体的には以下に示す活動を想定する。 <キッチンラボ> • 本格的な調理器具を備え、食に関する創造活動を行う。 <ものづくりラボ> • 工作機材を備え、利用者が気軽に試作できる創作活動を行う。 <メディア・ICTラボ> • 映像撮影・動画制作や、プログラミング、ゲーム作成等 ICT先端技術を活用した創造活動を行う。 <音楽ラボ> • 楽器演奏や録音など音楽に関する創造活動を行う。 <多目的ラボ（A・B）> • 大人数での音楽に関する創作活動やスポーツやダンスなど身体を動かす創造活動を可能とする部屋とする。 <多目的ラボ（C・D）> • 大学や企業による学術研究といった創造活動が可能な部屋とする。 																	
想定規模	計 830 m ² 程度 <table border="1"> <tr> <td>下記の内訳を想定している。</td> </tr> <tr> <td>キッチンラボ</td><td>150 m²程度</td></tr> <tr> <td>ものづくりラボ</td><td>150 m²程度</td></tr> <tr> <td>メディア・ICTラボ</td><td>150 m²程度</td></tr> <tr> <td>音楽ラボ</td><td>20 m²程度</td></tr> <tr> <td>多目的ラボ</td><td>A 150 m²程度</td><td>B 90 m²程度</td></tr> <tr> <td></td><td>C、D 各 60 m²程度</td><td></td></tr> </table>			下記の内訳を想定している。	キッチンラボ	150 m ² 程度	ものづくりラボ	150 m ² 程度	メディア・ICTラボ	150 m ² 程度	音楽ラボ	20 m ² 程度	多目的ラボ	A 150 m ² 程度	B 90 m ² 程度		C、D 各 60 m ² 程度	
下記の内訳を想定している。																		
キッチンラボ	150 m ² 程度																	
ものづくりラボ	150 m ² 程度																	
メディア・ICTラボ	150 m ² 程度																	
音楽ラボ	20 m ² 程度																	
多目的ラボ	A 150 m ² 程度	B 90 m ² 程度																
	C、D 各 60 m ² 程度																	
設置数	計 8 ラボ	(想定)																
利用人員	各 7～30 人	(想定)																

⑦ 受付カウンター、バックヤード

用 途	・交流スペースの活動相談受付・貸館受付を行う。		
想定規模	30 m ² 程度	バックヤード含む	
設置数	1 基		
配置人員	2～3 人		
他室との関係	・オープンコラボレーションスペースと隣接する。		

⑧ 総合案内カウンター

用 途	・県立中央図書館全体の総合案内を行う。	
想定規模	20 m ² 程度	
設置数	1	
配置人員	1～2 人	
他室との関係	・エントランス付近に設置し、情報発信スペースと隣接する。	

⑨ 大学コンソーシアム事務室（相談窓口）

用 途	・ふじのくに地域・大学コンソーシアムが大学生や留学生等から相談を受け付ける。 ・ふじのくに地域・大学コンソーシアム職員が執務を行う。	
想定規模	60 m ² 程度	相談窓口含む
設置数	1 室	
配置人員	7 人	
他室との関係	・オープンコラボレーションスペースと隣接する。	

ウ カフェ・ラウンジ

a カフェ

用 途	・利用者の利便性・快適性の向上を図るため、飲料・軽食を提供する。 ・テイクアウト形式とし、カフェの中だけでなくラウンジや緑地広場等で飲食を楽しめるよう空間を計画する。 ・休館日等図書館サービスエリアが利用できない場合においても、独立して営業が可能なよう計画する。	
想定規模	150 m ² 程度	うち厨房 約 35 m ²
設置数	1箇所	
利用 人員	職員	一 人
	利用者	90 席程度 (ラウンジ分も含む)
客席 約 115 m ²		
他室との関係	・ラウンジと一緒に整備する。 ・オープンコラボレーションスペースと連携できる位置関係とする。	

b ラウンジ

用 途	<ul style="list-style-type: none"> 図書館での長時間利用を想定した食事のできる空間を計画する。 持ち込みの飲食が可能なスペースとして整備する。 カフェで提供される食事や飲み物をテイクアウトし、ラウンジにて飲食ができるよう整備する。 		
想定規模	150 m ² 程度		
設置数	1 箇所		
利用 人員	職員	一 人	
	利用者	90 席程度 (カフェ分も含む) 人	
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> カフェと一体的に整備する。 オープンコラボレーションスペースと連携できる位置関係とする。 		

エ 保存エリア

① 公開書庫

利用者が入室可能な、固定書架を基本とした書庫を設ける。

用 途	<ul style="list-style-type: none"> 公開書庫として、レクチャーを受けた利用者が入室可能とする。 書庫資料のうち、比較的利用の多い資料を37万冊程度配架する。 利用者の安全確保のため固定書架とする。また、書庫内に閲覧席を設ける。 資料の内容を確認できる簡易な閲覧台を設ける。 			
想定規模	1,500 m ² 程度			
	10 席程度			
	37~40 万冊程度			
設置数	1 ~ 室			
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> 閉架書庫に近接した位置に配置する。 書庫出納に速やかに応じられるよう、管理エリアを通じた各カウンターまでの動線を考慮する。 			

② 閉架書庫

可動式集密書架を基本とした書庫を設ける。図書館資料のほか、県史編さん資料や歴史的公文書も保存する。

用 途	・書庫資料のうち、利用の少ない資料や保存向け資料など 97～103 万冊程度、県史編さん資料 16 万点程度等を配架する。 ・利用者からの依頼に応じて職員が資料を提供する。 ・収藏能力の確保のため原則として可動式集密書架とする。 ・マイクロフィルム等の劣化防止のため、空調管理の行き届いた区画を閉架書庫内に設ける。	
規 模	2,700 m ² 程度	
閉架冊数	97～103 万冊 + 16 万点程度	
設置数	1～ 室	
他室との関係	・書庫出納に速やかに応じられるよう、管理エリアを通じた各カウンターとの動線を考慮する。 ・公開書庫に近接した位置に配置する。	

③ 貴重書庫

貴重書を保存するため、厳密に空調管理された書庫を設ける。

用 途	・資料保存に適した温湿度や照度などの環境を保った部屋を整備し、特殊コレクション及び貴重書を保管する。	
規 模	150 m ² 程度	
設置数	1 室	
他室との関係	・保存処理室と隣接し、保存処理室を経由して入室するつくりとする。 ・貴重書展示コーナーとの動線に配慮する。	

④ 保存処理室

貴重書が長期に保存できるよう処理を行う部屋を設ける。保存処理を行う機材・備品・什器を配置し貴重書庫前に設置する。また、貴重書の撮影・デジタル化が可能な区画も備える。

用 途	・貴重書庫の前室として、貴重書に防虫・防カビ・脱酸などの保存処理を行う機材等をそろえる。 ・特別な講習を受けた利用者が別室閲覧扱いの貴重書を閲覧する部屋としても使用するため、閲覧用の机等を配置する。 ・貴重書の撮影・デジタル化も可能な機材を備える。	
規 模	50 m ² 程度	
設置数	1 室	
他室との関係	・貴重書庫と隣接し、貴重書庫へはここを経由して入室するつくりとする。 ・貴重書展示コーナーとの動線に配慮する。	

オ 管理エリア

a 直営管理機能

① 館長室

用 途	・館長が執務を行う。接客等でも使用する。	
規 模	30 m ² 程度	
設置数	1 室	
人 数	1 人	
他室との関係	・館長室は事務室と接続もしくは近接した位置に配置する。	

② 特別会議室

用 途	・少人数での打合せ、講師控室、賓客のあった場合の応接室として利用する。	
規 模	30 m ² 程度	
設置数	1 室	
人 数	6 人	
他室との関係	・館長室と隣接した位置に配置する。	

③ 事務室

用 途	・職員が事務作業を行う。	
規 模	計 570 m ² 程度	
設置数	1～ 室	
人 数	69 人程度	
他室との関係	・管理エリア内の各室やカウンター、閉架書庫など業務空間との動線を考慮した位置に配置する。 ・館長室と隣接するか近接した位置に配置する。	

④ 作業室

用 途	・図書の検品、納本チェック、受入データ処理など資料の受入作業を行う。	
規 模	50 m ² 程度	
設置数	1 室	
人 数	6 人	
他室との関係	・事務室と同一フロアに設置するとともに近接する。 ・閲覧室及び協力者発着ステーションとの資料搬入動線にも配慮した位置に配置する。 ・荷物の搬入がしやすいよう、エレベーターからの導線が確保された、大きく離れていない箇所に配置する。	

⑤ 印刷室

用 途	・印刷、製本、裁断等を行う。	
規 模	30 m ² 程度	
設置数	1 室	
人 数	—	
他室との関係	・事務室と同一フロアとし、また近接した位置とする。	

⑥ 協力車発着ステーション

用 途	・車庫スペースと搬送作業スペースを隣接して設置する。 ・資料搬送車及び図書館関係業者（資料搬入など）車両等が駐車できる車庫スペースを設ける。 ・搬送作業スペース部分では県内図書館への配送・仕分け及び搬送資料の荷捌き等を行う。	
規 模	計 190 m ² 程度	
設置数	1 室	
他室との関係	・サービスエリアを経由せず事務室にたどり着けるよう、動線に配慮する。 ・公用車及び業者車両は、駐車場エリアを経由せず、入出庫できる動線とし、歩行者動線に配慮する。	

⑦ サーバー室

用 途	・図書館が運用するサーバーを設置する。 ・S E 等の専門員が図書館システムやP Cなどの保守作業を行う。	
規 模	90 m ² 程度	
設置数	1 室	
人 数	8 人	
他室との関係	—	

⑧ 給湯室

用 途	・職員が給湯等に使用する。	
規 模	10 m ² 程度	
設置数	1 室	
人 数	1 人	
他室との関係	・事務室と同じフロアに配置する。	

⑨ 休憩室・更衣室

用 途	・職員が休憩／更衣に使用する。	
規 模	計 80 m ² 程度	20 m ² ×男女 2 部屋 × 業種別 2 部屋
設置数	4 室	
利用人数	計 69 人	
他室との関係	・事務室と同じフロアに配置する。	

⑩ ボランティア室

用 途	・ボランティアが修理・製本等の作業を行う。 ・読み聞かせや音訳・点訳などの各種ボランティア活動の準備及び打合せを行う。	
規 模	40 m ² 程度	
設置数	1 室	
利用人数	30 人	
他室との関係	—	

⑪ 倉庫・備品庫

用 途	・必要備品や書類等を保管する。	
規 模	計 140 m ² 程度	
設置数	1～ 室	
他室との関係	—	

⑫ 職員用会議室

用 途	・職員の会議に使用する。また臨時の作業等でも利用できるつくりとする。	
規 模	130 m ² 程度	
設置数	1 室	
想定席数	35 席程度	
他室との関係	—	

b 民間運営機能

① 運営事務室

用 途	・交流スペースの運営者事務室用に事務室を設置する。 ・執務スペース、休憩スペース、ロッカー室等を備える。	
規 模	180 m ² 程度	(運営事業者との協議による。)
設置数	1 室	
人数	20~25 人	
他室との関係	・管理エリアに設置する。	

② 備品倉庫

用 途	・交流スペースの活動に伴う備品・成果品等を整理・保管する。	
規 模	270 m ² 程度	
設置数	1 ~ 室	
他室との関係	・オープンコラボレーションスペースと連携の取れる関係とする。 ・交流スペース及び管理エリアに分散して配置する。	

オ 管理エリア

サービスエリアにおける、各フロアの上下移動する部分の付近及び出入口付近には、ブックカート置き場や自動貸出機等を配置できるスペースを確保する。

a その他

廊下、階段、エレベーター、トイレ、機械室等の他に、特に必要とするもの。

① ロッカーコーナー

利用者向けにロッカーを設置する。

用 途	・利用者が手荷物を一時的に預けるロッカーを設置する。	
規 模	各 20 m ² 程度	
設置数	計 2 コーナー	
他室との関係	・利用者の出入口（平面入口及びペデストリアンデッキ接続口）からアクセスしやすい位置に設置する。	

第5章 管理・運営の方針

5－1 新県立中央図書館の管理・運営

管理・運営に係る基本的な方針は以下のとおりとし、詳細は新県立中央図書館管理運営計画で示す。

表5－1 導入機能ごとの運営方針

導入機能		運営主体	内容
図書館 運営	従来の図書館機能	県	<ul style="list-style-type: none">○ 選書やレファレンス、市町図書館支援等の根幹機能は県直営を維持し、県立図書館としての公的責任を確実に果たしていくとともに、資料の受入・整理などの定型業務は、民間のノウハウを取り入れて、効率的でサービス水準の高い運営体制とする。
	新しいタイプの図書館機能	民	<ul style="list-style-type: none">○ “ふじのくに”の文化を学び、交流の中で新たな文化を創造する場とするためには、魅力的なイベントやプロジェクトの実施、空間形成などについて、民間のノウハウを最大限活用していくことが有効であることから、指定管理者制度などの運営手法とする。
	維持管理	民	<ul style="list-style-type: none">○ 民間事業者が施設全体の維持管理を行うこととし、指定管理者制度などの運営手法とする。
緑地広場	県		<ul style="list-style-type: none">○ 維持管理については、民間事業者への委託を想定している。
駐車場（平面）	県 (委託)		<ul style="list-style-type: none">○ グランシップを運営する指定管理者による運営を想定している。
歩行者用通路 (ペデストリアンティッキ)	県		<ul style="list-style-type: none">○ 維持管理については、民間事業者への委託を想定している。

5－2 民間等との協働による運営

(1) 新たな図書館タイプとして民間運営と一体となった運営

民間運営との相乗効果を生み出すため、各種イベントの連携方策等について協議・検討し、一体となった運営を行う。

(2) 学生や県民・地域住民と一体となった取組みを推進

学生、地域住民、ボランティア、民間団体等が積極的に運営に参画する仕組みを構築するとともに、教育プログラムの実施など運営を幅広くサポートできる人材の育成に努める。

留学生など多様な若者や地域住民とともに、各種イベントを開催したり、年間を通じたプログラムを実施したりするなど、交流の拡大とにぎわいの創出に取り組む。

地域住民をはじめとする様々な主体とともに、花と緑あふれた地域づくりや景観づくりに取り組む。

第6章 事業手法

6-1 事業手法の検討に係る基本的な考え方

県立中央図書館の早期移転が求められている状況を踏まえ、広くアイデアと人材を求めて、コストと性能の確実性を担保出来る方式を検討し、アフターコロナ時代に対応した「新しい図書館」を確実かつ早期に実現する事業手法とする。

6-2 これまでのプロポーザルの課題と解決の方向性

課題	解決の方向性
選定結果に付帯するパースが広く認知され、期待度は高まるものの、予算内での実現可能性の確認が困難。	県民に分かりやすい選定結果とするため、パースは重要と考え、提案の実現を担保する。
デザインパースを実現するための費用と、予算の間に大きな乖離が生じる。	パース等により提案された内容の実現(コスト及び構造)に関する根拠を要求し、審査項目とする。
公募時に、県側から具体的な設計要求を提示していないため、設計着手後の県要求の反映により、提案者が当初想定していなかったコスト増が発生している。	デザインや自由な設計への影響に最大限配慮し、設計要求水準を設計公募時に設定する。
工事入札時、不確実性のあるコストでしか入札額算出ができないため、官積算との乖離が生じ、入札不調が発生している。	一般調達ができない製品や部材、工法などは、情報開示等により適切な入札執行を行う。

6-3 各種事業手法の検討

課題と解決の方向性を受け、まず、現在確立されている下記の事業手法を検討する。いずれの手法においても課題を解決できる手法ではあるものの、想定されるリスクは存在する。

事業手法	想定されるリスク
設計施工分離方式	<ul style="list-style-type: none">・設計時に提案内容の変更により、コスト変動の可能性・工事入札不調
設計施工一括方式 (一貫型/共同実施型/実施設計型)	<ul style="list-style-type: none">・施工者優位の提案・設計時の変更内容がコスト変動の要因・J V等により参加者が限定される。
E C I 方式	<ul style="list-style-type: none">・設計期間の長期化(施工者プロポーザル時の設計中斷)・工事費の価格交渉にて目標額を上回った場合、検証が困難・基本設計の精度により、実施設計でのコスト変動の可能性

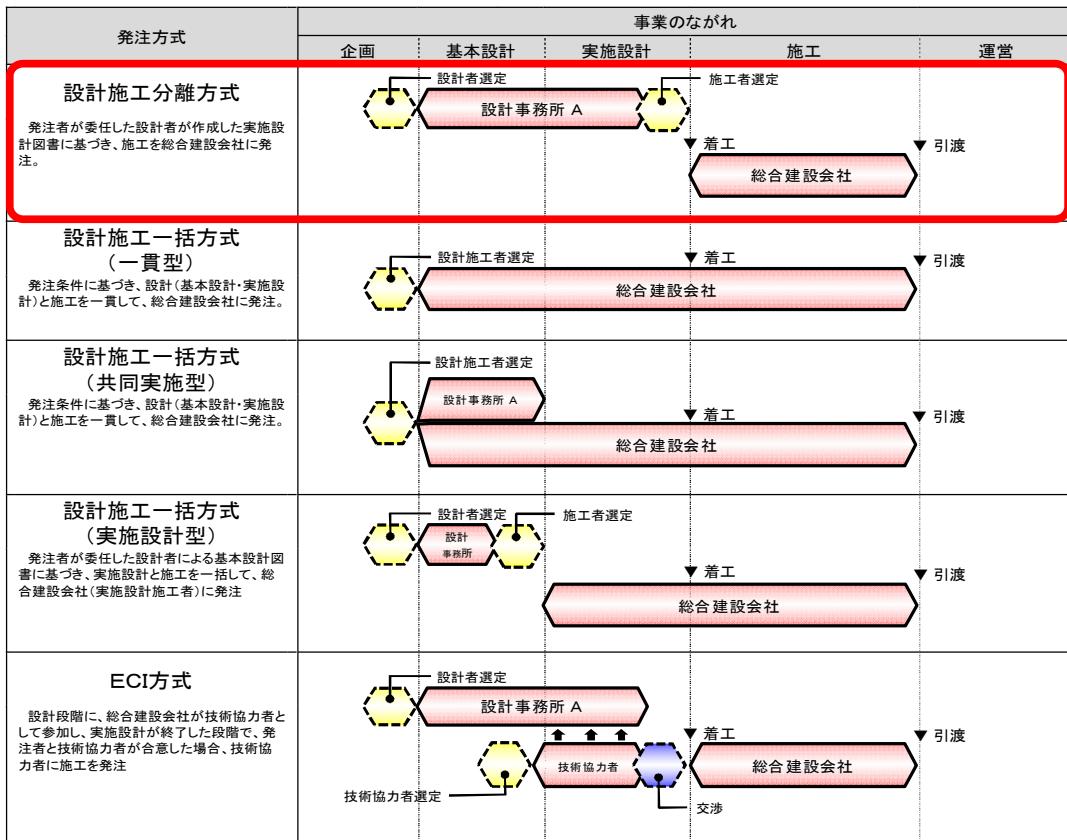


図6-1 各事業手法のながれ

6-4 最適な手法の検討

前項のいずれの事業手法でもリスクは存在するが、新県立図書館整備においては、「設計施工分離方式」を採用し、コスト変動のリスク低減を検討する。

(1) 設計発注

リスクを低減させる方策としては、設計者公募時の提案書が県の設計要求を反映出来ていることが、コスト変動のリスクを抑えられると考えられるため、公募前に、プレ・デザインを取り入れた試設計を実施し設計要求を洗い出すとともに、設計着手後に要求していた設計要求を設計者公募時に要求水準として示した設計者公募を実施する。

ア プレ・デザイン

従来の公共工事では入札により設計者を決定した後、打合せの中で図面を作り上げていくが、プロポーザルで設計者を決定する場合は、設計者が少ない情報で作り上げる図面によって出来上がるパース図等が広く認知されるものの、その後の打合せにより、設計者が提案時に想定していた図面が変更になることが多く、その結果、コスト変動やデザインの変更にも繋がる状況となっていた。そのため、従来、設計着手後に県から設計者に要求していた内容をあらかじめ整理するプレ・デザインの手法を用い、設計のための条件を整えていく。

具体的な方法として、諸室面積のみの条件で試設計を行った図面により運営シミュレー

ションを行う。その中で、出てきた利用者サービスを向上させるための内容や、運営者側でサービスを提供する際に、不都合な内容等を洗い出し、それを条件化して図面を修正していく。そして再度運営シミュレーションを行い、同様の洗い出しを行い、設計するための条件を整えていく。

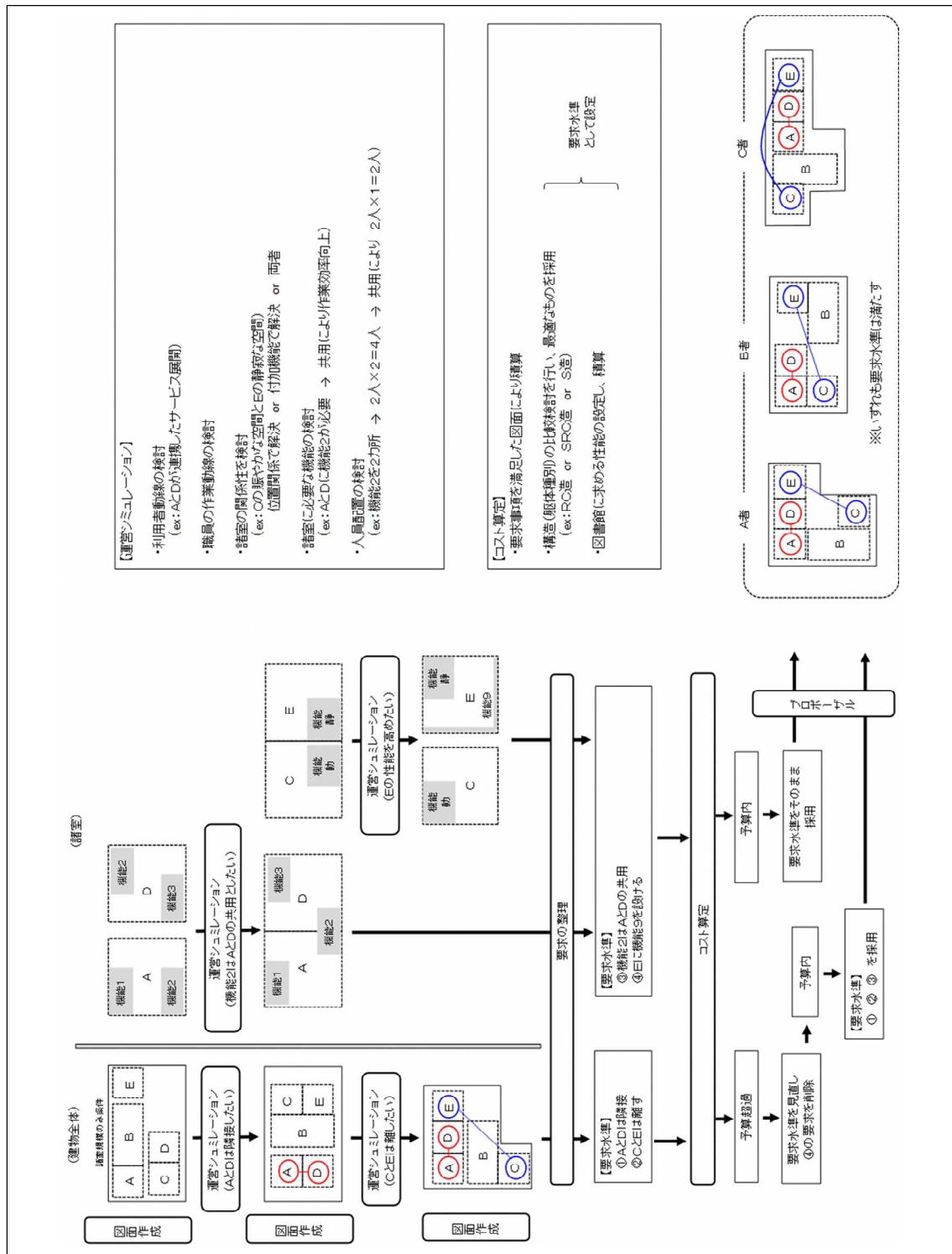


図6-2 プレ・デザインによる試設計について

イ 改良版公募型プロポーザル

プレ・デザインの実施と共に、従来型プロポーザルでは実施していない、要求水準の設定、提案書類等の作成期間の確保、新たな審査過程の導入により、提示した条件を踏まえたうえで、設計者の創意工夫を凝らした提案を求めていく。そのため、現行のプロポーザルを改良し、募集要項、審査基準をゼロベースから検討している。

項目	内容
現行のプロポーザル方式を改良	提案パースの持つメッセージ性は事業理解を深めるのに有効であるため、パースの提案は継続し、実現性を高める。
概略設計や積算に要する期間と審査期間を確保	提案時に、パースの提案を実現する費用算出と根拠の提出を求める。
応募時に、施設要求水準をあらかじめ示す	設計期間中のコスト変動を抑制する。
事業コーディネーターによる支援	発注方式の開発や条件の整理に長け、大型プロジェクトのコーディネイト経験が豊富な学識経験者の支援を得る。

(2) 工事発注

現時点においては、一般競争入札（総合評価落札方式）を想定しているが、入札不調のリスクについて、精査する必要があり、他事例ではコストマネジメントを取り入れた手法も実施されてる。そのため、リスクを低減させる方策について検討するとともに、発注方式についても検討していく。

6－5 交付金の活用

新県立中央図書館整備において、国庫補助金（社会資本整備総合交付金）の充当を検討し、国土交通省住宅局所管の優良建築物等整備事業（都市再構築型：人口密度維持タイプ）で実施する。

6－6 概算事業費

新県立中央図書館に係る概算事業費（設計、建設（図書館施設、歩行者用通路、駐車場含む）、備品・システム費等）は、他県で近年整備された同規模の県立図書館の実績値等を基に、概ね180億円程度と想定する。

第7章 施設整備のスケジュール

7-1 スケジュール

新県立中央図書館整備については、次のスケジュールにより進めていくことを想定している。

